

第5編 施策の総合的展開

第2編で示した「私たちがめざす『未来の信州』の姿」を実現するには、第4編の「プロジェクトによる施策の推進」で明らかにした取組に加え、その他の着実に進める取組なども含めて総合的に推進していく必要があります。

そこで、計画期間に取り組む施策を、県民の暮らしに即して7つの分野に整理・体系化し、明らかにしました。

(施策の体系)

施策の分野	該当する施策 (「プロジェクトによる施策の推進」として実施する施策を含む。)
1 産業・雇用	<ol style="list-style-type: none">1 信州をけん引するものづくり産業の振興2 強みを活かした観光の振興3 夢に挑戦する農業4 森林を活かす力強い林業・木材産業づくり5 地域の暮らしを支える産業の振興6 職業能力の開発と安心できる雇用・就業環境づくり
2 地域づくり	<ol style="list-style-type: none">1 魅力ある地域の創造と発信2 協働、人権尊重、男女共同参画社会の実現
3 環境	<ol style="list-style-type: none">1 低炭素で循環型の地域社会づくり2 豊かな自然環境の保全
4 安全	<ol style="list-style-type: none">1 地域防災力の向上2 県民生活の安全確保
5 社会基盤	<ol style="list-style-type: none">1 高速交通・情報通信ネットワークの充実2 快適で暮らしやすいまちづくり
6 健康・福祉	<ol style="list-style-type: none">1 健康で長生きできる地域づくり2 いきいきと安心して暮らせる社会づくり
7 教育・子育て	<ol style="list-style-type: none">1 子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす学校教育の充実2 子育て先進県の実現3 生涯を通じた学びと文化・スポーツに親しむ環境づくり

第1章 産業・雇用

1 - 1 信州をけん引するものづくり産業の振興	<ol style="list-style-type: none">1 成長産業の創出2 有望市場の開拓3 次世代を担う産業の集積4 人材の育成・確保5 創業支援・経営体質の強化
1 - 2 強みを活かした観光の振興	<ol style="list-style-type: none">1 選ばれる観光地づくり2 国内外からの誘客・交流の促進
1 - 3 夢に挑戦する農業	<ol style="list-style-type: none">1 夢ある農業を实践する経営体の育成2 自信と誇りを持てる信州農畜産物の生産3 信州ブランドの確立とマーケットの創出
1 - 4 森林を活かす力強い林業・木材産業づくり	<ol style="list-style-type: none">1 林業再生の実現2 信州の木の利用促進3 多様な森林の整備の推進4 様々な主体の関わりによる森林の適正管理と多様な利活用の推進
1 - 5 地域の暮らしを支える産業の振興	<ol style="list-style-type: none">1 活力のある商業・サービス業の振興2 地域に根ざした建設産業の振興3 創業支援・経営体質の強化
1 - 6 職業能力の開発と安心できる雇用・就業環境づくり	<ol style="list-style-type: none">1 職業能力開発の推進2 雇用の促進3 働きやすい職場づくりの推進

< 施策の展開 のページの見方 >

施策の展開 1-1 信州をけん引するものづくり産業の振興	
<p>施策目標 この施策でめざす目標について表しています。</p> <p>現状と課題 この施策で踏まえるべき現状や解決すべき課題について記載しています。</p> <p>達成目標 この施策でめざす到達点をできるだけわかりやすく示す指標と目標値を示しています。</p>	<p>施策の基本方向 この施策の目標を実現するための施策展開の方向を記載しています。</p> <p>施策の展開 この施策の目標を実現するために、計画期間に進めていく施策の主な取組について記載しています。</p> <p>（参考）関連する個別計画 この施策に関連のある主な個別計画を記載しています。</p> <p>【用語解説】 この施策のページ中に記載されている * 印のついた用語の解説です。</p>

計画書記載の県組織・機関、団体、個別計画等の名称は、平成 24 年 12 月現在のものです。

施策の展開 1-1 信州をけん引するものづくり産業の振興

施策目標

成長期待分野・有望市場への展開により次世代を担う産業を創出するとともに、中小企業等の経営基盤の強化、創業支援などにより長野県経済のけん引役である製造業を振興します。

現状と課題

アジア諸国との競争の激化や円高による生産拠点の海外移転などにより、製造業は厳しい環境に置かれています。

本県製造業の付加価値額は、平成 17 年（2005 年）には 2 兆 4,761 億円でしたが、平成 20 年（2008 年）秋に発生したリーマン・ショック*の影響を受けて急激に落ち込み、平成 21 年（2009 年）には 2 兆円を大きく割り込みました。その後回復は見られるものの、2 兆円台前半にとどまっています。

世界と競争し、地域外からの収入を確保する製造業は、これからも長野県経済のけん引役であり続けることが期待されています。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成 29 年度)	備考
製造業の付加価値額	2 兆 2,314 億円 (H22 年)	2 兆 5 千億円 (H29 年)	生産額から税額、原材料使用額、減価償却額等を控除した額 [リーマン・ショック前の水準を参考に設定]
企業誘致件数	34 件 (H23 年)	200 件 (H25 ~ 29 年累計)	県内の敷地面積 1,000 ㎡以上の工場・研究所の立地件数 [リーマン・ショック前の年間立地件数の水準を参考に設定]

施策の基本方向

成長が期待される「健康・医療」、「環境・エネルギー」、「次世代交通*」の分野での研究開発などを促進し、新たな産業の創出に取り組みます。

企業の提案力の強化や提案機会の拡大により、有望な市場の開拓を促進します。

成長が期待される分野の企業誘致を積極的に進め、次世代を担う産業の集積を促進します。

新たな産業展開に対応した高度技能・技術を有する人材の育成・確保を進めます。

創業支援や中小企業等の経営体質の強化に向けた支援を行います。

施策の展開

成長産業の創出

今後成長が期待される分野への事業展開を促進するため、国際レベルでの産学官連携による研究開発を支援します。

下請型・受託加工型企業の研究開発型企業への転換を促進するため、技術シーズ*活用の提案から応用研究、試作まで一貫して支援します。

新材料等を活用した高機能製品やメンテナンス等サービスを考慮した製品の開発を支援します。

他地域に対して優位性のある地域資源活用型産業の集積を図るため、食品や伝統工芸品など特色ある地域資源を活用した製品開発を企画から商品化まで通して支援します。

企業等からの新製品や新たなビジネスモデルについての提案を受け、優れた提案の事業化や普及宣伝の取組を支援します。

機動的・革新的な展開により地域経済に新たな活力を与えるベンチャー企業の育成を行います。

有望市場の開拓

企業間連携による総合的な技術提案力の向上や地域資源の活用などによるブランド力の強化を支援するとともに、県外企業等への積極的な技術・製品の提案を促進します。

アジア新興国など経済成長が著しい市場への提案機会の拡大を官民が連携して進めるとともに、地域間の互恵的・継続的な経済交流に向けた取組を進めます。

次世代を担う産業の集積

産学官のネットワークを活かして、成長が期待される分野を中心とした企業や研究所の積極的な誘致活動を展開します。

経営相談や優遇制度の情報提供などにより、県内企業の海外や県外への流出を抑制するための環境づくりに取り組みます。

人材の育成・確保

工科短期大学校や技術専門校において、企業ニーズに対応した実践的な技能・技術を持った人材を育成するとともに、環境・次世代交通など新たな成長分野の専門知識・技能を身につけた人材を育成します。

高度な技術を持った人材を県下全域に継続的に輩出するための拠点として、上伊那地域への工科短期大学校南信キャンパス（仮称）の設置に向けた取組を進めます。

長野技能五輪・アビリンピック2012*の成果をもとに、長野県産業人材育成支援ネットワーク*等と連携しながら、本県のものづくり産業を支える人材の育成と技能継承に取り組めます。

ものづくり産業の技能・技術に携わる企業の在職者にスキルアップを図る機会を提供することにより、企業の人材育成を支援します。

創業支援・経営体質の強化

創業しやすい環境づくりを進めるため、アイデア段階から創業後までの助言や技術支援、融資のあっせんなどの一貫したサポートを行います。

商工団体が事業者の経営支援のために行う相談・助言などの取組を支援します。

新たな事業活動への展開やICTの活用による業務の合理化、経営安定化などに必要な中小企業等の融資をあっせんします。

(参考) 関連する個別計画

長野県ものづくり産業振興戦略プラン、第2期長野県科学技術産業振興指針、第9次長野県職業能力開発計画、長野県国際戦略

【用語解説】

リーマン・ショック：米国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズの破綻が引き金となり発生した世界的な金融危機

次世代交通：成長が期待される電気自動車等の環境対応型自動車、次世代の航空機や電車、交通システム等に関連する産業分野

技術シーズ：シーズ (seeds) は日本語で「種」の意味。大学や企業等が研究開発した新技術等で、将来、事業として実を結ぶことが期待されるもの

長野技能五輪・アピリンピック 2012：平成24年(2012年)10月に長野県で開催された青年技能者の技能レベルを競う全国大会と障害のある方々による技能競技全国大会のこと。

長野県産業人材育成支援ネットワーク：職業能力開発機関、中小企業支援機関、教育機関、経済団体、行政機関等が連携して、企業の人材育成、確保や県民のキャリア形成ニーズへの対応方法、課題解決への方策等に関して情報交換や必要な支援を行うために組織されたネットワーク

施策の展開 1-2 強みを活かした観光の振興

施策目標

観光旅行者の多様化するニーズに応え、豊かな自然などの資源を活かした魅力ある観光地域づくりにより交流人口の拡大をめざします。

現状と課題

景気の低迷、観光地間競争の激化、観光ニーズの多様化への対応の遅れなどにより観光地利用者数や観光消費額が減少傾向にあり、長野県観光は厳しい状況に置かれています。

宿泊業はもとより、飲食業、小売業など幅広い分野を包含した総合産業である観光産業は本県の主要産業の一つであり、旅行消費の減少が及ぼす地域経済への影響が懸念されています。

県内には魅力ある自然や温泉、多様性に富んだ文化があることから、そのポテンシャルを十分に活かして本県のブランド力を高めていく必要があります。

暮らしのゆとりや心の豊かさを実感できるライフスタイルへのニーズの高まりに加え、平成26年度(2014年度)末までに予定されている北陸新幹線の金沢延伸をはじめとする高速交通ネットワークの充実が今後の観光振興の可能性を広げています。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成29年度)	備考
観光地利用者数	8,435万人 (H23年)	9,000万人 (H29年)	県内観光地の延べ利用者数 [H24年実績見込から5%増加を目標に設定]
観光消費額	3,063億円 (H23年)	3,300億円 (H29年)	県内観光地内で観光旅行者が支出した宿泊費、交通費、飲食費等の総計 [H24年実績見込みから5%増加を目標に設定]
旅行者満足度	-	大変満足 20% 必ず再訪したい 20%	県内の観光地で「大変満足」「必ず再訪したい」と回答する観光旅行者の割合 [全国の著名な観光地と比較しても遜色ない数値を目標として設定]
外国人宿泊者数	20万3千人 (H23年)	50万人 (H29年)	県内の外国人延べ宿泊者数 [倍増を基本に中国をはじめとする最重点市場からの宿泊者の増加を見込み設定]

施策の基本方向

観光地域づくりの中核となる人材の育成やおもてなしの向上、地域資源を活用した商品の造成・販売への支援に加え、利便性の向上をはじめとする来訪者に優しい基盤づくりなどに取り組むことにより地域の魅力を向上させます。また、その魅力を信州ブランドとして発信することにより、選ばれる観光地づくりを推進します。

県内外との連携やターゲットを絞った情報発信などによる国内外からの誘客の促進、豊かな自然環境を活かしたコンベンションの誘致などを進めます。

施策の展開

選ばれる観光地づくり

観光地域づくりの中核となる人材や観光マーケティングに携わる人材など、本県の観光を担う人づくりを促進します。

観光に携わる事業者はもとより広く県民を巻き込んで、おもてなしの向上に取り組みます。

地域や市町村と一体となり、山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地づくりのための研究を進めます。

地域資源を活用した体験型観光などの商品の造成・販売や地域全体の情報発信などを地域が一体となって行う取組を支援します。

観光×農業、観光×スポーツ、観光×文化など他分野との連携を進め、新たな観光需要の開拓を促進します。

伝統的な食文化、ワイン、ジビエ*など長野県ならではの食の魅力向上、土産物などの物産の振興に取り組み、その魅力を発信します。

長野県独自の信州登山案内人*制度や山岳遭難防止の取組などにより、登山者に安全で楽しい登山の機会を提供します。

観光産業が中長期的に発展していくための方向性を検討します。

環境意識の高い観光旅行者獲得のためのエコロジーへの取組や自然公園における登山道の補修・整備など観光地の美しい自然を保全するための取組を推進します。

観光情報のデータベース化や観光地トイレの環境の向上、広域周遊観光の視点を意識した道路整備など観光旅行者の利便性・快適性の向上のための取組を進めます。

長野県観光の対外的訴求力を高めるため、観光の魅力を信州ブランドとして磨き上げるとともに統一感をもって発信します。

国内外からの誘客・交流の促進

県内の観光情報の発信や市場のニーズを的確に把握しターゲットを明確にした観光キャンペーンによる効果的な誘客・宣伝、観光大使による観光PRなどを推進します。

冬季の交流人口の拡大をめざし、ファミリーを中心に誰もが楽しめる魅力あるスノーリゾートのプロモーションを推進します。

スポーツや体験を目的とした合宿や国内外からの学習旅行の誘致に加え、豊かな自然環境などリゾートのイメージを活かしたMICE*の誘致を促進します。

県内のフィルムコミッション*のネットワークを活かして、映画やドラマのロケーション撮影の誘致・支援を推進します。

多様化する観光旅行者のニーズや外国人旅行者に対応するため、テーマ別の観光ルートなど周遊の広域化を図ります。

北陸新幹線の金沢延伸に向けて、北陸圏などでの長野県観光の認知度を向上させるとともに、北陸新幹線停車駅を核とした広域観光を推進します。

外国人旅行者が県内を旅行しやすい環境を整えるため、観光地の正確な情報を入手できるようにするとともに、海外のメディアや旅行業者に対する国・地域の特性に応じた効果的な宣伝誘客活動の展開、海外に向けた情報発信などに取り組みます。

（参考）関連する個別計画

新たな観光振興基本計画（策定中）、信州ブランド戦略（策定中）、長野県国際戦略、国際青少年交流農村アクションプラン

【用語解説】

ジビエ：捕獲した野生鳥獣の肉をジビエ（jibier:仏語）という。ジビエ料理は、フランス料理の中でも最も古典的で高級な料理に位置付けられている。

信州登山案内人：信州登山案内人条例に基づき、長野県知事の登録を受け、信州登山案内人の名称を用いて、県内において登山等を行う者に付き添ってその案内を行うことを業とする者

M I C E：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行〔Incentive Travel〕）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のこと。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称

フィルムコミッション：映画、テレビドラマ、CMなどのロケーション撮影の誘致や、実際の撮影をスムーズに進めるための諸手続きを行う非営利公的機関

施策の展開 1-3 夢に挑戦する農業

施策 目標

高い技術と経営力を持ち自らの夢に挑戦する農業者を育成するとともに、消費者に選ばれる農畜産物の生産を拡大し、継続的に発展する農業を構築します。

現状と課題

ふるさと回帰志向や農業に対する関心の高まりから就農希望者が増加傾向にある一方で、高齢化によりこれまで農業を支えてきた世代の離農や経営規模の縮小が急速に進み、農業生産力の低下や産地の衰退が懸念されています。

単身世帯や共働き世帯の増加、生活スタイルの変化などにより、消費者が農畜産物に求める品質・価格や農畜産物の購入方法が多様化しているため、マーケット分析により消費者の志向を的確に捉え、戦略的な生産・販売を行うことが重要になっています。

消費者から、生産・流通段階での食の安全・安心の確保が求められています。

県産農畜産物のブランド力を高め、消費・生産の拡大につなげる必要があります。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成 29 年度)	備考
農業農村総生産額	2,908 億円 (H22 年度)	3,050 億円	農産物産出額*と農業関連産出額*の合計額 [品目ごとの過去の増減率と今後の生産振興方針等をもとに設定]
企業的農業経営体*等の数	7,939 経営体 (H22 年度)	9,000 経営体	高い技術と経営力を持つ農業経営体の数 [現状の 1 割強の増加を目標に設定]
耕地面積	111,200ha (H22 年度)	109,000ha	農作物の栽培を目的とする土地の面積 [過去の動向を踏まえ、遊休農地の再生・活用により減少割合を抑えることを目標に設定]
遊休農地の再生・活用面積	393ha (H22 年度)	600ha	年間に再生・利用される遊休農地の面積 [現状の 5 割強の増加を目標に設定]
おいしい信州ふーど(風土)*の県民認知度	24.3% (H24 年度)	75.0%	おいしい信州ふーど(風土)を知っている県民の割合(県政モニター調査) [りんご3兄弟(県オリジナル品種)の H24 年度の認知度と同程度の目標を設定]

施策の基本方向

農業が継続的に発展するよう、高い技術と経営力を持ち地域農業の主体となる経営体の育成を進めます。

県産農畜産物が多くの消費者に選択されるよう、安全性と環境への配慮を基本に、生産

技術の開発や品種育成による生産の拡大、農地など農業生産基盤の整備を進めます。
県産農畜産物の消費が拡大するよう、地産地消の取組に加え、信州ブランドの確立と販路の拡大を進めます。

施策の展開

夢ある農業を实践する経営体の育成

農業者の技術力や経営能力の向上を支援し、企業的な農業経営への発展を促進します。
認定農業者や集落営農組織など地域農業を支える担い手を育成するとともに、担い手への農地の利用集積を促進します。

就農前の相談や農業体験研修から就農後の技術指導や経営支援まで、段階的な支援により新規就農者を誘致・育成します。

農業大学校での実践的な講義・実習や在学中からのきめ細かな就農支援などにより、企業的な農業経営をめざす人材を育成します。

農業参入を希望する企業に対し、地域の実情に応じた農地の確保や生産・経営管理技術の習得に向けた支援を行います。

自信と誇りを持てる信州農畜産物の生産

市場で高く評価される県オリジナル品種などの生産、効率的で収益性が高い栽培方法の導入、多様な需要に応える生産・出荷体制の整備などを促進し、県産農畜産物の競争力を強化します。

優れた遺伝的能力を持つ家畜の導入や高レベルな飼養管理技術の習得などにより、安全で品質の高い畜産物の生産を促進します。

化学肥料や化学合成農薬*の使用を減らした生産方式や省エネルギー技術の導入、農業生産により発生する資源の再利用などに取り組む環境意識の高い農業者を育成し、環境にやさしい農業への取組を推進します。

生産段階での農薬・飼料の適正使用や鳥インフルエンザなどの感染症対策、流通段階での効率的な管理手法（GAP*）の導入や食品表示の適正化などにより、農畜産物の安全性と信頼性を確保します。

農業水利施設や農道など農業生産基盤の整備・長寿命化対策により、生産条件の改善を図ります。

遊休農地の再生・活用、野生鳥獣・外来魚による被害対策などにより、農業生産力の向上を図ります。

産学官連携により革新的な生産・防除技術の開発や品種育成を行うとともに、生産現場への普及・定着を推進します。

信州ブランドの確立とマーケットの創出

長野県原産地呼称管理制度*や信州プレミアム牛肉認定制度*により厳選された品目、全国的にシェアが高い品目や県内で育成されたオリジナル品種、信州伝統野菜認定制度*により地域に伝わる野菜などをおいしい信州ふーど（風土）として積極的に発信し、県内外での県産農畜産物全体の知名度向上を図ります。

食に対する関心と理解を深めるとともに地産地消を推進し、宿泊施設、飲食店、学校給食などで県産農畜産物の利用の拡大を図ります。

マーケット分析によって把握した消費者情報を生産現場へ迅速に提供し、競合産地に先んじた販路拡大を促進します。

農畜産物の輸出環境を整備し、海外での販路開拓を促進します。

6次産業化*をめざす農業者の掘り起こしや食品・健康産業との連携による商品開発を促進し、農業経営の多角化と販路の拡大を図ります。

【参考】関連する個別計画

長野県食と農業農村振興計画（策定中）、信州農産物マーケティング戦略プラン（策定中）、長野県農業農村整備構想（第7次長野県土地改良長期計画）（策定中）、長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（策定中）、長野県農村女性チャレンジプラン（策定中）、長野県ものづくり産業振興戦略プラン、長野県国際戦略

【用語解説】

農産物産出額：農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から中間生産物を差し引いた数量に、品目別農家庭先価格を乗じて得た額の合計

農業関連産出額：農家民宿・農家レストラン・観光農園などの観光農業、農産物加工、水産による生産額の合計

企業的農業経営体：家族経営、法人経営の別なく、農業経営において明確な理念と目標を掲げ、目標達成をめざして所得の拡大や経営発展に向けた事業を展開するとともに、経営の継続性を備えた経営体

おいしい信州ふード（風土）：信州の豊かな風土から生まれた食べ物のうち、「プレミアム」（厳選素材と厳密基準）、「オリジナル」（オリジナル品種と全国シェア上位品目）、「ヘリテイジ」（伝統野菜と郷土食）の3つの基準で選ばれた信州産食品の統一ブランド名

化学合成農薬：人工的に合成した化学物質を使って製造した農薬

GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）：食品安全や環境保全、労働安全を目的として、農業生産段階において、農作業の点検項目を決定し、点検項目に従って農作業を行い、記録を点検・評価して改善点を見出し、次回の作付けに活用する、という一連の工程管理

長野県原産地呼称管理制度：県産農産物のブランド化を目的として、県内で生産・製造された農産物や農産物加工品を原料・栽培方法・味覚を基準に評価し、味と品質が特に優れたものを認定する制度

信州プレミアム牛肉認定制度：安全・安心について県の認定を受けた農場で育てられた黒毛和種のうち、県独自のおいしさ基準（香りと口溶けを左右するオレイン酸含有率）を満たす牛肉を認定する制度

信州伝統野菜認定制度：伝統野菜の保存と継承を目的として、信州の食文化を支える行事食・郷土食の素材として伝承されている野菜を認定する制度

6次産業化：第1次産業（農林水産業）が第2次産業・第3次産業と連携、異業種交流し、経営の複合化・多角化を進めること。

主要な施策 1-4 森林を活かす力強い林業・木材産業づくり

施策目標

県産材を効率的、安定的に供給する基盤づくりなどによって、充実した森林資源を有効に活用することにより、地域を支え、持続的に発展する競争力の高い林業・木材産業の構築をめざします。

現状と課題

木材価格の長期的な低迷により林業の採算性が悪化したことなどにより、森林所有者による適切な手入れが行われず、水源の涵養、土砂災害の防止といった多面的な機能を十分に発揮できない森林が多くなっています。

県民や企業の理解と参加を得ながら、森林資源の利活用を通じた継続的な森林づくりを進めていくことが重要になっています。

県土の8割を占める森林では、多くの木が利用可能な大きさまで成長していることに加え、世界的な木材需要は長期的には増加傾向にあることから、再び林業・木材産業を活性化させ、県内外の需要に的確にこたえていく必要があります。

安定的な原木供給体制や効率的な県産材加工流通体制の整備、県産材の需要拡大の取組を進める必要があります。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成29年度)	備考
民有林の間伐面積	23,888ha (H23年度)	94,000ha (H25～29年度 累計)	H25～29年度の間伐面積の累計 [間伐必要面積と過去の整備動向から設定]
素材生産量	329千m ³ (H23年度)	610千m ³	民有林と国有林における素材生産量 [民有林の間伐面積等の伸び率や国有林伐採計画量から設定]
県産材の製材品出荷量	109千m ³ (H23年度)	184千m ³	県内で加工される製材品の出荷量 [素材生産量の伸び率をもとに設定]
もり 森林の里親*契約数	75件 (H23年度)	125件	企業などとの森林の里親契約の年度末件数 [過去の伸び率をもとに設定]
二ホンジカによる農林業被害の減少市町村の割合	50% (H23年度)	100%	二ホンジカによる農林業被害が基準年度(H22年度)より減少した市町村の割合 [過去の伸び率をもとに設定]

施策の基本方向

林内路網の整備や高性能林業機械の導入、人材育成など、安定的な木材生産のための基盤づくりを通じて林業再生の実現を図ります。

品質の確かな県産材製品を効率的に加工し流通させる体制整備を促進するとともに、建

物や木質バイオマスエネルギー*など様々な用途への県産材利用を促進します。
地域ぐるみで取り組む計画的な間伐などにより、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮される多様な森林の整備を進めます。
県民、企業等様々な主体の関わりによる森林の適正な整備・管理や野生鳥獣の被害対策を進めるとともに、森林セラピー*など森林資源の多様な利活用を進めます。

施策の展開

林業再生の実現

安定的かつ効率的に間伐材等の木材を生産するため、林内路網の整備や高性能林業機械の導入を促進します。

木材加工施設等で必要とする木材を安定的に確保・供給するため、関係者の連携を図ります。

森林の施業・管理に関する計画を作成する森林施業プランナー*や素材生産を低コストで行える技術者に加え、森林管理から木材利用まで総合的な視野で地域林業をけん引できる人材など、林業・木材産業を支える多様な人材を育成します。

信州の木の利用促進

品質の確かな競争力のある建築用材等の県産材製品を効率的に加工し流通させるため、集中型をはじめ地域に合った加工施設等の整備を支援します。

木材の持つ炭素固定といった環境貢献効果*のアピールや木育活動*などにより住宅や公共建築物への県産材の利用を進めるとともに、土木用材、木質バイオマスエネルギーなど様々な用途への利用を促進します。

里山から生産された木材を薪等として地域で活用する仕組みづくりや地域の公共建築物等に利用する取組などを促進します。

断熱等の環境性能を備えた県産材利用住宅の普及を図るとともに、リフォーム等により既存住宅の性能向上を促進します。

多様な森林の整備の推進

森林の持つ多面的機能を持続的に発揮できるよう、計画的な間伐等により針広混交林など多様な森林の整備を進めます。

水源涵養、土砂災害防止等の機能の高度発揮が求められる緊急に手入れの必要な里山林において、森林所有者や市町村等と連携しながら地域ぐるみで間伐を進めます。

森林を健全な状態で維持していくため、森林病虫害に対して効果的な防除等の対策を進めます。

将来的な木材の収穫期に備えるため、優良苗木の確保を進めるとともに、野生鳥獣による被害を防ぎつつ低コストで確実に成林する植林等の更新技術を確立します。

計画的な施業*の実施を進めるため、実効性のある森林経営計画*の策定を促進します。

様々な主体の関わりによる森林の適正管理と多様な利活用の推進

地域の森林整備を担う人材育成をはじめとした地域ぐるみの里山の整備・管理体制を構築します。

地球温暖化の抑制につながる森林整備への企業等の理解と参加を促進します。
森林づくりへの県民参加の機運を高めるため、全国植樹祭を開催します。
野生鳥獣による農林業被害や自然生態系への影響を軽減するため、集落ぐるみや広域での二ホンジカを中心とした捕獲体制の整備などを促進します。
きのこや山菜等の生産振興やジビエ（野生獣肉）*の利用、森林セラピーといった森林空間の活用など、森林資源の多様な利活用を促進します。

（参考）関連する個別計画

長野県森林づくり指針、長野県森林づくりアクションプラン、地域森林計画、
長野県林業労働力確保促進基本計画、第11次鳥獣保護事業計画、長野県住生活基本計画

【用語解説】

森林（もり）の里親：森林の整備と活用に意欲を有する地域との契約により、森林整備や地域住民との交流を行う環境保全活動に熱心な企業や団体

木質バイオマスエネルギー：再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く。）のうち、間伐材や端材など木質系資源からなるものを「木質バイオマス」といい、それを活用したエネルギーを「木質バイオマスエネルギー」という。

森林セラピー：森林浴で得られる森林の癒し効果を、医療やリハビリテーション、カウンセリングに利用する療法のこと。

森林施業プランナー：森林所有者へ働きかけて森林づくりに関する合意形成を図り、集約的な森林の施業や管理に関する計画を作成する人材。森林所有者へ具体的な施業内容と収支の見積もりを提示し、間伐実施や路網作設などを監理する。

（木材の）環境貢献効果：木材は成長の過程で吸収した二酸化炭素を自身に蓄える「炭素の固定」をしている。合わせて、鉄やプラスチックに比べて製造時のエネルギー消費が少ないことから、住宅や家具などに木材を利用することは、二酸化炭素の排出量の削減につながり地球温暖化の抑制に貢献する。

木育活動：木材利用と森林整備の大切さなど、森林や木材に関する様々な知識を身につけるための学習活動
施業（森林施業）：目的とする森林を育成するための造林、保育、伐採等の人為的行為

森林経営計画：森林所有者又は森林経営の受託者が施業の集約化を行い、面的にまとまった森林を対象として作成する5年間の計画。計画的な木材生産活動と森林の公益的機能の十分な発揮に資する、40年後の森林の姿を見据えた持続的な森林経営を確立することを目的とする。

ジビエ：捕獲した野生鳥獣の肉をジビエ（jibier:仏語）という。ジビエ料理は、フランス料理の中でも最も古典的で高級な料理に位置付けられている。

施策の展開 1-5 地域の暮らしを支える産業の振興

施策目標

地域に根ざし、県民の暮らしを身近で支える産業である商業・サービス業、建設産業の振興を進めます。

現状と課題

消費者ニーズの多様化や大型店の郊外への出店など商業を取り巻く状況が変化する中で、商店街は来訪者の減少や空き店舗の増加、後継者の不足など多くの課題を抱えています。

増加する高齢者や高齢単身世帯のニーズに対応したサービス等の充実が重要になっています。

災害時など地域の守り手として大切な役割を果たす建設産業は建設投資額の減少などにより厳しい経営環境に置かれています。

県民の暮らしを支え、地域に根ざす産業の経営基盤の強化や人材確保・育成などの環境づくりが重要となっています。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成 29 年度)	備考
創業支援資金利用件数	376 件 (H23 年度)	2,400 件 (H25 ~ 29 年度 累計)	長野県信用保証協会における県・市町村の創業に関する制度資金等の保証件数 [直近の保証件数を参考に約 3 割の増加を目標に設定]
建設現場などの現場見学会等の参加者数	600 人 (H23 年度)	5,000 人 (H25 ~ 29 年度 累計)	地域の方々や学生に向けた建設業の人材確保や広報のための現場見学会等の参加者数 [年 1,000 人の参加者数を目標として設定]

施策の基本方向

商工団体等が事業者の支援のために行う、賑わいのあるまちづくりや消費者ニーズに対応したサービス提供のための研修、調査研究、情報提供などの取組を支援します。

建設産業での新技術の導入など技術力の向上を促進することに加え、災害時の応急対策や道路除雪など地域貢献の取組を評価する制度により、建設産業の振興を図ります。

関係機関と連携し、経営支援、金融支援、技術支援、人材育成支援を行うとともに、地域経済に新たな活力を生み出す創業や新分野への進出などを支援します。

施策の展開

活力のある商業・サービス業の振興

市町村や商工団体等と連携して、中心市街地の活性化に取り組むグループやリーダーの

育成を進めます。

空き店舗の有効活用や後継者育成等により、商店街の賑わい再生を図ります。

高齢買物弱者*への支援サービスなど地域のニーズに対応した企業や団体の取組を促進します。

福祉・医療などの分野において、高齢化の進展に伴う新たなニーズに対応した質の高いサービスを提供するための人材の育成・確保を図ります。

飲食業、旅館業、理・美容業等の生活衛生に関係する営業者への監視指導の実施や経営指導に関する取組への支援などにより、経営健全化を推進します。

地域に根ざした建設産業の振興

新技術や新工法などの情報提供により、技術力の向上を図ります。

官民共同により地域の方々を対象とした現場見学会を開催するなど、建設産業への理解を広めるための取組を推進します。

建設産業の次代を担う人材を確保するため、技術専門校等での後継者の育成を図るとともに、関係団体と共同で建設系学科の高校生などに対し講習・研修等に取り組みます。県産材を活用した良質な木造住宅の建設やリフォームを促進することにより、住宅産業の活性化を図ります。

災害時の応急対策や道路除雪など、地域に根ざし、地域に貢献する企業に配慮した入札制度を推進します。

創業支援・経営体質の強化

創業しやすい環境づくりを進めるため、アイデア段階から創業後までの助言や技術支援、融資のあっせんなどの一貫したサポートを行います。

商工団体が事業者の経営支援のために行う相談・助言などの取組を支援します。

新たな事業活動への展開やICTの活用による業務の合理化、経営安定化などに必要な中小企業等の融資をあっせんします。

(参考) 関連する個別計画

第9次長野県職業能力開発計画、長野県住生活基本計画、長野県高齢者居住安定確保計画

【用語解説】

高齢買物弱者：移動手段を持たず、日常的な買物に支障を来している高齢者のこと。

施策の展開 1-6 職業能力の開発と安心できる雇用・就業環境づくり

施策目標

誰もが就職に必要な知識や技能を身につけ、個々の希望に添った就職ができるよう支援するとともに、働きやすい環境づくりを進めます。

現状と課題

景気の低迷により、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いています。また、職業間での労働力需給のミスマッチ*が続いています。

就職を希望する者が、企業のニーズに応じた技能や知識を身につけ、一人ひとりの状況に応じた就職支援を受けることができる環境を整えることが必要です。

支援を必要とする障害者等の就労に向け、関係機関の連携による、きめ細かな就労支援が必要です。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、家庭や社会活動など個人の時間を持てる健康で豊かな生活の実現が求められています。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成29年度)	備考
就業率	全国第1位 58.94% (H22年)	全国第1位 (H29年)	15歳以上人口に占める就業者数の割合 [現状の全国第1位を維持]
県内高校生・大学生の就職内定率	高校生 99.6% 大学生 93.9% (H23年度)	高校生 100% 大学生 95%	県内の高校と大学(短大、高等専門学校、専修学校を含む。)の新卒者の就職内定率 [現状を上回る数値を目標に設定]
ジョブカフェ信州利用者の就職率	37.5% (H19~23年度平均)	50.0%	該当年度のジョブカフェ信州の新規登録者に対する就職決定者の割合 [過去の率をもとに設定]
障害者法定雇用率の達成企業の割合	60.9% (H24年度)	70.0%	民間企業のうち障害者法定雇用率を達成した企業の割合 [現状の数値から年2%程度の増加を目標に設定]
社員の子育て応援宣言!登録企業数	239社 (H24年11月末)	500社	年度末の登録企業数 [現状の数値の2倍以上を目標に設定]

施策の基本方向

企業のニーズに応じた職業能力開発を推進します。

ハローワーク等関係機関と連携して、就職が困難な状況に置かれている障害者、女性、若年者等へのきめ細かな支援を行うとともに、Uターン・Iターン*を促進します。

長時間労働の抑制や休暇の取得などワークライフバランスに配慮した働きやすい職場づくりを推進します。

施策の展開

職業能力開発の推進

長野県産業人材育成支援ネットワークとの連携により、学生から社会人まで、それぞれのライフステージに応じた産業人材の育成を総合的に支援します。

障害者、母子家庭の母、学卒未就職者などの特別な支援を必要とする者に対し、一人ひとりに応じた職業能力開発を推進します。

離職者が再就職するために必要な技能・技術を習得するための訓練を実施します。

工科短期大学校や技術専門学校において、産業界のニーズや新たな成長分野に対応した知識と技術・技能を有する人材を養成します。

高度な技術を持った人材を県下全域に継続的に輩出するための拠点として、上伊那地域への工科短期大学校南信キャンパス（仮称）の設置に向けた取組を進めます。

雇用の促進

若年者に対してキャリア・コンサルティング*や就職に関する情報の提供、職業紹介をワンストップで行います。

不安定就労や無業の状態にある若年者に対して、農業・福祉・製造業などの就労体験を通じて自発的な就労に向けた意識付けや社会経験の蓄積を支援します。

就労支援を必要とする障害者や母子家庭の母などに対して、求人開拓と職業紹介を行います。

県の機関における障害者の雇用を進め、就業機会の拡大を図ります。

ハローワークと連携して、出産などにより離職した女性の再就職を促進します。

高齢者が長年培った知識や能力を必要な職種や分野で活かせるようにするため、就業開拓の取組を支援します。

就労や生活面で悩みを抱えた者からの相談を総合的に受け止め、その一人ひとりに対し寄り添い型の支援を実施します。

県内企業や県外大学等と連携し、相談会の開催やワンストップサービスによる相談、企業とのマッチングを行い、長野県へのUターン・Iターンを推進します。

働きやすい職場づくりの推進

長時間労働の抑制や年次休暇の取得促進、在宅勤務の推進などの多様な働き方の周知・啓発等を行い、仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを推進します。

企業の担当者が人事・労務管理に関する知識の習得ができるよう支援します。

個々の労働者の職場での悩み等に対応するため、労働相談やメンタルヘルス相談を行います。

（参考）関連する個別計画

第9次長野県職業能力開発計画

【用語解説】

労働力需給のミスマッチ：全体では求職者数に見合う求人数があるにもかかわらず、業種・業態によって、

お互いの条件・要望が合わないことで、雇用に結び付かないこと。

Uターン・Iターン：「Uターン」は、県出身者が戻って就職・定住すること。「Iターン」は県出身者に限らず県外に在住している人が、長野県を愛し「I」の字のようにまっすぐ長野県に就職・定住してほしいと、長野県が名付けた人材確保のキャッチフレーズ

キャリア・コンサルティング：就職を希望する人の適性、能力、職業経験等に応じた職業生活を設計し、これに即した職業選択や職業能力開発を効果的に行うことができるよう、個別の相談に応じること。

第2章 地域づくり

2 - 1 魅力ある地域の創造と発信	<ol style="list-style-type: none">1 県と市町村との協働2 市町村の安定した行財政基盤の確立3 元気ある地域づくりの促進4 次代につなぐ景観育成の推進5 移住・交流の推進6 信州ブランドの確立
2 - 2 協働、人権尊重、男女共同参画社会の実現	<ol style="list-style-type: none">1 県民協働の推進2 人権が尊重される社会づくり3 男女共同参画社会づくり4 国際化の推進

施策の展開 2-1 魅力ある地域の創造と発信

施策 目標

市町村や県民などが協働して、地域の活力を生み出すとともに、豊かで美しい景観が育成され、大都市からの移住・交流が活発な魅力ある地域をつくります。

現状と課題

人々の価値観が変化し、精神的な満足感や暮らしのゆとりなど「豊かな」ライフスタイルの実現が求められる中で、長野県の農山村の生活や景観はこのような暮らしを実現する上で大きな魅力となる可能性があります。

農山村では急激に人口減少や高齢化が進展しているため、地域の支え合う力が低下し、このままでは集落機能の維持が困難になることが懸念されています。

本県では、財政基盤の比較的脆弱な小規模町村が多い状況にあり、厳しい財政状況の中で行財政改革に取り組む一方、住民の多様なニーズへの対応が求められています。

元気で魅力ある地域を創造するためには、市町村や自治会、NPO、住民などが協働して主体的に地域づくりに取り組むとともに、各地域の個性を生かした地域資源のブランド化とその発信を通じた移住者や交流人口の増加を図ることが必要です。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成 29 年度)	備考
健全化判断比率*が早期健全化基準を下回る市町村数	77 団体 (H23 年度決算)	77 団体	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する 4 指標全てが、基準を下回っている市町村数 [県内の全ての市町村が早期健全化基準を下回る状態を維持]
地域おこし協力隊員*の数	45 人 (H24 年 7 月末)	90 人	都市地域等から移住し「地域おこし協力隊員」として市町村から委嘱された者の年度末の人数 [現状の数値の 2 倍を目標に設定]
都市農村交流人口	546,544 人 (H22 年度)	600,000 人	農業体験などで県内を訪れる都市住民の数 [過去の増加傾向をもとに設定]
景観行政団体*市町村数	12 市町村 (H23 年度)	20 市町村	景観法による景観行政団体へ移行した市町村の数 [市町村の意向調査結果をもとに設定]
行政サポートによる移住者数	456 人 (H23 年度)	1,000 人	年間の県や市町村のサポートによる移住者数、I ターン促進事業による就職確認数 [現状の数値の 2 倍以上を目標に設定]
信州ブランドの県民認知度		80%	信州ブランドの確立に向けた取組を知っている県民の割合 (県政モニター調査) [県民の 8 割に認知されていることを目標として設定]

都道府県別地域ブランド ランキング	17 位 (H22 年度)	10 位以内	都道府県に対する「購入意向」「訪問意向」「居住意向」「独自性」「愛着度」の5項目についてのアンケート調査結果などを総合評価した民間調査結果 [過去最高位(10位)を目標として設定]
----------------------	------------------	--------	---

施策の基本方向

県と市町村が意識を共有し相互に連携・協力するなど、協働の取組を推進します。

住民に最も身近な基礎自治体であり、地域経営の主導的な役割を担う市町村の安定的な行財政基盤の確立に向け支援します。

住民などが協働して取り組む自主的・主体的な地域づくりや農山村の新たなビジネスの創出を支援し、元気ある地域づくりを進めます。

地域が主体となった取組などにより、次代につなぐ景観の育成を進めます。

大都市圏での相談拠点の設置、長野県の魅力や地域での暮らしに関する情報提供などにより移住・交流を推進します

地域資源などのブランド化を進めるとともに、統一感ある県内外への発信をすることにより信州ブランドの確立をめざします。

施策の展開

県と市町村との協働

県と市町村との協議の場*や地域戦略会議*等において県と市町村が対等・双方向の立場で意見交換を行い、共通する課題の解決に向けて連携して取り組みます。

県と市町村や市町村間の連携・補完の取組などによる事務処理の共同化といった、小規模町村の多い長野県の特性を踏まえた独自の自治のあり方を検討します。

地域振興を総合的に推進するための県の組織体制について検討します。

市町村の安定した行財政基盤の確立

地域経営の主役である市町村の安定した行財政基盤の確立に向け、行財政運営の課題等に対する助言、意見交換、研修などを行います。

市町村・県・長野県地方税滞納整理機構*の連携を図るとともに、徴収力向上のための研修の実施等により、市町村税の未収金縮減の取組を支援します。

合併した市町村の地域の一体性の向上と円滑な行政運営の確保に向けた取組を支援します。

元気ある地域づくりの促進

地域づくりの核となるリーダーの育成や地域づくりに取り組む団体相互の交流を推進するとともに、地域おこし協力隊をはじめとした外部人材の力を活用した地域づくりを促進します。

市町村や住民などが協働して、自らの知恵と工夫により自主的・主体的に行う、地域の元気を生み出す活動や集落の維持・再生などの持続可能な地域づくりの取組を支援しま

す。

長野県北部地震で被害を受けた栄村に対して、栄村復興基金等を活用し、中山間地域の復興の新たなモデルとなるよう支援します。

農山村のコミュニティの維持を図るため、中山間地域等の農業生産活動や地域ぐるみで行う用排水路の保全活動などを支援します。

地域資源を活用した6次産業化や農家民宿、観光農園など農山村における新たなビジネスの創出を促進します。

次代につなぐ景観育成の推進

市町村の景観行政団体への移行の促進や景観育成活動を担うリーダーの育成など、地域が主体となった景観づくりが行われるよう支援します。

信州の美しく豊かな農村景観を次代に引き継ぐため、市町村との連携や県民参加により、広域にわたる農村景観育成の取組を進めます。

アダプトシステム*など地域と連携した取組を推進し、道路沿線などの環境美化や景観育成を進めます。

移住・交流の推進

長野県の魅力や移住・交流のための情報を発信するとともに、大都市圏に設置した移住・交流センターでのワンストップ相談やセミナーの開催等により長野県への移住・交流を促進します。

市町村や民間団体と連携し、地域での住まいや就業など暮らしに関する情報提供やサポートを行うことにより、移住に向けた支援を行います。

滞在型市民農園や都市農村交流施設などの整備を支援するとともに、市町村と連携し古民家や遊休農地、森林空間等の活用を促進します。

官民が一体となり、国内外からの教育旅行の受入や農山村でしかできない体験を取り入れた交流を促進します。

信州ブランドの確立

特色ある地域資源を活用した商品・サービスの開発への支援や品質を担保する仕組みづくり、イメージアップなどに取り組むことにより、各地域のブランドの創出を促進します。

県民と信州ブランドのコンセプトを共有し、県内外に「信州らしさ」を統一感をもって発信するとともに、市町村や産業界と協働して大都市圏へのブランド発信拠点の設置を検討するなど、信州ブランドの普及・拡大を推進します。

(参考) 関連する個別計画

長野県過疎地域自立促進方針、長野県過疎地域自立促進計画、長野県食と農業農村振興計画（策定中）、長野県景観育成計画、長野県移住・交流推進戦略、国際青少年交流農村宣言アクションプラン、信州ブランド戦略（策定中）

【用語解説】

健全化判断比率：地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにするため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標の総称

これらの指標のいずれかが一定の基準（早期健全化基準等）以上となった場合には、財政健全化計画等を策定し、財政の早期健全化を図らなければならない。

地域おこし協力隊員：人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、都市住民など地域外の人材を地域社会の担い手として受け入れ、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした取組

景観行政団体：地域の景観行政を担う主体として景観法で規定される市町村や都道府県

県と市町村との協議の場：県と市町村の政策の効果的・効率的な推進を目的に、市町村に影響を及ぼす県の施策の企画や立案、実施について、知事、長野県市長会と長野県町村会の代表者が対等・双方向の立場で話し合う場として設置

地域戦略会議：長野県内のそれぞれの地域の持つ個性・魅力を活かし地域の活力を県全体の活力につなげるため、地域ごとの方向性や地域振興策を県と市町村が一体となって検討する場として、10広域圏ごとに設置

長野県地方税滞納整理機構：県内全ての市町村と県が協力して、大口・徴収が困難な滞納事案を専門的に処理する広域連合

アダプトシステム：自治体と住民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に美化活動を進める制度。アダプトとは「養子縁組をする」という意味で、住民が道路などの公共スペースを、養子のように愛情をもって面倒を見る（清掃・美化）ことから命名された。

施策の展開 2-2 協働、人権尊重、男女共同参画社会の実現

施策 目標

県民やNPO、市町村、県とが協働して地域の課題を解決していく社会を構築するとともに、人権が尊重され、性別や国籍に関わらず誰もが活躍できる社会をめざします。

現状と課題

人口減少により地域のコミュニティ機能が低下するとともに、社会のニーズが多様化・複雑化している中で、質の高い公的サービスを提供していくためには、県と多様な主体が連携・協働することが重要となっています。

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題などに関わる人権上の課題に加え、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題も起きており、地域や職場、学校など様々な場を通じて、県民一人ひとりの人権尊重意識の高揚を図る必要があります。

自治会、PTAなど地域での活動では女性が大きな役割を果たしているものの、その組織の方針を決定する役員等は圧倒的に男性が多い状況にあることから、方針を決定する過程への女性の参画を拡大する必要があります。

国籍や文化などの違いを尊重し合い、誰もが地域社会の一員として活躍することができる多文化共生社会への取組が求められています。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成29年度)	備考
公共的活動*への参加度	(調査予定)	(調査結果を踏まえ検討)	公共的活動に参加したことのある県民の割合(今後県政モニター調査を実施)
人権侵犯事件の新規受理件数	436件 (H23年)	現状以下 (H29年)	長野地方法務局管内での新規受理件数 [現状値以下を目標として設定]
県の審議会等での女性委員の割合	31.0% (H24年度)	50.0%	各種審議会や委員会等の委員に占める女性の割合 [男女同比率を目標として設定]
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	9.1% (H22年度)	13.0%	民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合 [国の男女共同参画基本計画を参考に設定]
行政と連携して地域で助け合い活動等を行う外国籍県民の団体数	-	10団体	行政と連携し、災害時の情報伝達や文化交流等の活動を行う団体数 [各広域に1団体として設定]

施策の基本方向

県民、NPO等と県との協働を拡大するとともに、NPO等の主体的な公共的活動を促進します。

県民一人ひとりの人権が尊重される社会をめざし、人権啓発や人権教育を推進します。

地域において男女共同参画を促進するとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため県自らが率先した取組を行います。

国籍等に関わらず誰もが住みやすい地域づくりを進めるとともに、国際交流・協力を推進します。

施策の展開

県民協働の推進

県民等との協働を実践するための指針を多くの主体と共有し、団体や業種の垣根を越えた協働が促進されるよう取り組みます。

NPOと行政の双方の協働力を向上させるため、NPO、行政職員の協働への理解を促進するとともに、協働に向けた実践的な知識の普及を図ります。

公共的活動に対する寄附募集の仕組みの構築・運用や認定NPO法人制度の活用等を通じNPOの財政基盤を強化するとともに、NPOで活躍する人材の育成支援等を通じ人的基盤の弱いNPOの活動を支えます。

人権が尊重される社会づくり

県民が親しみやすく参加しやすい啓発事業の実施や地域、職場、学校での人権に関する学習会の開催、県民自らが主体的に取り組む啓発活動への支援など人権啓発の推進により、県民一人ひとりの人権尊重意識の高揚を図ります。

人権教育を行う地域の指導者を育成し、地域社会での主体的な人権教育を推進します。

男女共同参画社会づくり

県の審議会等において女性委員の選任を一層進めるとともに、女性の県職員、公立学校教員の管理職等への積極的登用に努めます。

地域での政策・方針決定過程への女性の参画や職場での女性の活躍を促進します。

男女共同参画への理解を深め定着させるため、各種講座や研修、相談を行うとともに、広報・啓発に取り組めます。

国際化の推進

母国語による相談や情報提供などにより、外国籍県民が安心して生活できる環境づくりを推進します。

外国籍県民が主体となった活動や地域のボランティアなどと県との連携により、国籍等に関わらず皆が共に支え合う地域づくりを推進します。

国際交流員や外国語指導助手などの国際交流の多様な担い手による活動を通じ県民の異文化理解の促進を図るとともに、友好提携している中国河北省や海外日系人社会との交流を推進します。

(参考) 関連する個別計画

長野県人権政策推進基本方針、第3次長野県男女共同参画計画、第2次長野県教育振興基本計画(策定中)

【用語解説】

公共的活動：公共の福祉を増進する活動

第3章 環境

3 - 1 低炭素で循環型の地域社会づくり	1 地球温暖化対策と環境・エネルギー政策の推進 2 循環型社会の形成
3 - 2 豊かな自然環境の保全	1 水・大気環境の保全 2 自然環境の保全 3 県民参加による環境保全

施策の展開 3-1 低炭素で循環型の地域社会づくり

施策目標

県民、NPO、企業などが協働し、温室効果ガス*や廃棄物の削減に取り組む低炭素で循環型の地域社会の構築をめざします。

現状と課題

気候変動などにより県民の暮らしに様々な影響を及ぼすとされる地球温暖化が喫緊の課題となっています。

県内の温室効果ガスの排出量は、特に業務・家庭部門で伸びが顕著であり、低炭素社会の実現に向けて、さらに県民、NPO、企業などが連携して取り組む必要があります。東日本大震災後の電力需給の逼迫により、電力需要の集中回避や自然エネルギー*の活用などが求められており、平成24年(2012年)7月の再生可能エネルギー*の固定価格買取制度の開始も相まって、自然エネルギーの普及に向けた取組が各地域で始まっています。

循環型社会の形成に向けて様々な取組が推進されていますが、依然として膨大な量の廃棄物が排出されており、廃棄物の発生抑制や再資源化に向けた取組を一層進める必要があります。

廃棄物の不適正処理や不法投棄が後を絶たず、ますます巧妙化、広域化しており、厳格な監視・指導が必要となっています。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成29年度)	備考
県内の温室効果ガス総排出量(平成2年度(1990年度)比)	8.7% (H21年度)	6.0%	県内のエネルギー使用量などをもとに算出した温室効果ガスの排出量(H2年度比) [国の中央環境審議会の報告を参考に設定]
発電設備容量でみるエネルギー自給率	61.4% (H22年度)	70.0%	県内全ての再生可能エネルギーによる発電設備の容量(発電能力)を県内の最大電力需要で除した数値。電力需要のピークに対する県内の全発電施設が100%稼働した場合の比率(理論値)を示す。 [自然エネルギーの発電設備導入動向やH23年度の節電実績等を参考に設定]
1人1日当たり一般廃棄物排出量	862g (H22年度)	800g以下	市町村が処理する一般廃棄物の1人1日当たりの平均排出量 [過去の変化率と削減幅を勘案して設定]
産業廃棄物総排出量	3,709千t (H20年度)	3,600千t以下	県内で排出された産業廃棄物総排出量(農業系廃棄物、砂利洗浄汚泥を除く) [過去の変化率と削減幅を勘案して設定]

施策の基本方向

持続可能で低炭素な地域社会の構築を図るため、地球温暖化対策や、省エネルギーの推進、自然エネルギーの普及、電力需要の集中回避など環境・エネルギー政策*を推進します。

廃棄物の発生抑制に重点を置きつつ、再資源化や廃棄物の適正処理に向けた取組を推進することにより循環型社会の形成を図ります。

施策の展開

地球温暖化対策と環境・エネルギー政策の推進

県民総ぐるみで節電などの省エネルギーに取り組む運動を展開します。

県民への省エネルギー行動の定着に向けた助言や高効率機器への転換促進などにより、家庭からの温室効果ガス排出削減を図ります。

業務用機器の効率的な使用の徹底、高効率機器への計画的な転換の促進、環境マネジメントシステム*の導入促進などにより、事業者からの温室効果ガス排出削減を図ります。通勤等での公共交通の利用促進や環境負荷の少ない次世代自動車*の普及などにより、自動車使用に伴う環境負荷の低減を図ります。

建築物の省エネルギー性能を客観的に評価できる制度や自然エネルギー設備の設置を検討する制度の運用、環境性能を備えた県産材利用住宅の導入促進などにより、環境に配慮した建築物の普及を図ります。

地域特性を活かした自然エネルギーの普及拡大を図るため、県有施設等での自然エネルギーの導入を推進するとともに、市町村や事業者の導入を支援します。

農業水利施設などを活用した小水力発電の導入を促進します。

県産材を活用した発電や木質ペレット・薪による熱利用など木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。

県の電気事業において、新たに水力発電所を建設するとともに、得られた利益の一部を活用して、自然エネルギー施策の支援を行います。

間伐など森林整備の計画的実施や企業等の社会貢献活動の促進により、二酸化炭素吸収源としての健全な森林づくりを推進します。

環境マネジメントシステム「エコマネジメント長野」により、県の業務での温室効果ガスの排出削減に取り組みます。

循環型社会の形成

レジ袋の削減や食べ残しを減らそう県民運動など県民総参加の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組やリサイクル製品の利用促進などにより、ごみの減量化・廃棄物の排出抑制の取組を推進します。

市町村等が行う一般廃棄物の減量や適正な処理を支援し、生活環境の保全を図ります。産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対する排出抑制・資源化の啓発や立入検査などによる監視・指導等により、廃棄物の適正処理を推進します。

放置された産業廃棄物について、関係者に撤去指導を行うとともに、周辺環境への影響調査や一時保全を行います。

不法投棄監視連絡員の配置、夜間監視やスカイパトロールの実施、不法投棄ホットラインの設置などにより、不法投棄の早期発見を図ります。

(参考) 関連する個別計画

第三次長野県環境基本計画(策定中)、長野県環境エネルギー戦略(策定中)、環境保全のための「長野県職員率先実行計画」(第4次改定版)、長野県廃棄物処理計画(第三期)、長野県森林づくり指針、長野県住生活基本計画

【用語解説】

温室効果ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など、大気中において地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称のこと。

自然エネルギー：太陽光、風力、中小水力(3万kW未満)、太陽熱、地熱その他の自然界に存する熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもので、化石燃料を除く。)の「自然エネルギー資源」を利用して得られるエネルギーのこと。

再生可能エネルギー：「自然エネルギー」に、再生可能エネルギー促進法の対象に含まれない規模の既存の一般水力発電を加えたもの

環境・エネルギー政策：省エネルギーの推進と自然エネルギーの普及に加え、熱エネルギー利用の推進や電力需要の集中回避、地域主導のエネルギー事業による地域の自立を図る施策

環境マネジメントシステム：環境に関する方針や目標等を自ら設定し、達成に向けて取り組んでいくことを目的とした仕組みのこと。

次世代自動車：ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車のこと。

施策の展開 3-2 豊かな自然環境の保全

施策目標

本県の貴重な財産である良好な水・大気環境と豊かで多様な自然環境を適切に保全し、将来に引き継ぎます。

現状と課題

長野県は、南北に長い広大な県土と標高差によって、変化に富んだ自然環境と豊かな生態系が形成されています。

近年、森林などの水源涵養機能の低下や目的不明な土地取引による水源への影響が懸念されており、水資源保全対策を進める必要があります。

里山の荒廃、外来生物の侵入、地球温暖化などにより動植物の生息・生育が脅かされています。

県民、事業者等の自主的な参加による幅広い環境保全活動を促進し、本県の自然環境を将来に引き継いでいくことが求められています。

達成目標

指標名		現状	目標 (平成 29 年度)	備考
水質の環境基準達成率	河川	98.6% (H23 年度)	98.6%	主要河川 71 地点の環境基準 (BOD*) 達成地点数の割合 (基準達成地点数/水質常時監視地点数) [過去の達成率をもとに設定]
	湖沼	53.3% (H23 年度)	60.0%	主要湖沼 15 湖沼の環境基準 (COD*) 達成湖沼数の割合 (基準達成湖沼数/水質常時監視湖沼数) [過去の達成率をもとに設定]
希少野生動植物*の保護回復事業計画策定種数		9 種 (H23 年度)	12 種	長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画の策定数 [効果的な保護対策のため策定する種数]

施策の基本方向

水源地域や水源林の適切な管理により水資源を保全するとともに、水や大気の監視、生活排水対策などにより水・大気環境の保全を図ります。

希少野生動植物の保護回復への取組や自然とのふれあいを通じた意識の向上により、自然環境の保全を図ります。

環境学習などを通じて環境への関心を高め、県民との協働による外来植物の駆除活動の実施などにより、県民参加による環境保全活動を推進します。

施策の展開

水・大気環境の保全

水源地域の土地取引や地下水取得に関する制度の運用、保全が必要な水源林の公的管理

の促進により、水資源の保全を図ります。

河川・湖沼・地下水の水質の常時監視、工場や事業場での排水の監視と適切な指導、水環境保全のための意識啓発により、良質な水環境の保全を図ります。

湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼である諏訪湖と野尻湖について、水質浄化と生態系の保全を図ります。

流域下水道の整備と適切な管理運営を行うとともに、農業集落排水処理施設の整備・更新を促進します。

合併処理浄化槽の整備促進と適切な維持管理のための啓発指導を行います。

大気汚染物質の常時監視、工場や事業場など大気汚染物質発生源に対する監視と適切な指導により、良好な大気の保全を図ります。

騒音・振動・悪臭の防止を図るため、自動車や新幹線の騒音調査を行うとともに、市町村への技術支援を行います。

環境保全研究所において、放射性物質の測定や検査を実施するとともに、県内に設置したモニタリングポストにより空間放射線量の常時監視を行います。

ダイオキシン類*の調査や発生源に対する監視・指導により良好な生活環境の確保を図ります。

アスベスト*排出作業の監視・指導、廃棄物処理施設などの周辺環境調査、市街地のモニタリング調査などにより、大気環境の汚染防止と適正処理を促進します。

自然環境の保全

希少野生動植物の保護回復事業計画の策定を進め、市町村、NPO、民間団体等の幅広い連携による生息・生育環境の保護対策を進めます。

自然探勝会の開催、自然観察インストラクターの活動などにより、自然に親しみ、学べる機会を提供します。

自然公園*、中部北陸自然歩道において、標識、遊歩道などの施設の補修、整備を行います。

自然公園等の利用者に対して、自然保護や施設の適正な利用に関する指導・情報提供を行う自然保護センターや自然保護レンジャーにより、自然公園等の安全で快適な利用を図ります。

県民参加による環境保全

こどもエコクラブ*やキッズISOプログラム*などの活動への支援により、子どもたちの環境保全に関する主体的な取組を促進します。

県民、事業者、行政の参加と連携による環境保全活動を推進するため、関係団体と連携したキャンペーンの実施やイベントの開催等により普及啓発を行います。

県民と協働した外来植物の駆除や道路・河川環境の美化などの環境保全活動を推進します。

環境保全研究所において、環境基準の適合状況の把握や環境への影響予測などの調査、自然保護の研究を行うとともに、危機事象に的確に対応できる体制について検討します。

事業者が行う大規模開発等において、環境の保全に適切な配慮が行われるよう環境影響

評価制度*の適切な運用を図ります。

(参考) 関連する個別計画

第三次長野県環境基本計画(策定中)、第5次長野県水環境保全総合計画(策定中)、長野県「水循環・資源循環のみち 2010」構想、長野県希少野生動植物保護基本方針、生物多様性ながのけん戦略

【用語解説】

BOD (Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量) : 河川水などの有機物による汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物質が、一定期間、一定温度のもとで微生物によって酸化、分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

COD (Chemical Oxygen Demand : 化学的酸素要求量) : 湖沼などの有機物による汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

希少野生動植物 : 県内に生息し又は生育する野生動植物であって、その種の存続に支障を来すなどの状況にあるもの

ダイオキシン類 : 物の燃焼等の過程で非意図的に生成される炭素、水素、酸素、塩素で構成される化合物。塩素の数と配置によって二百数十種類があり、毒性の強さが異なる。環境中では分解しにくく、水にはほとんど溶けないが、脂肪などには溶けやすい性質を有する。

アスベスト : 天然にできた鉱物繊維で、熱や摩耗に強く、丈夫で変化しにくい特性から建材や保温材など多くの用途に使われてきた。しかし、この繊維は、毛髪の 5,000 分の 1 と細いため飛散しやすく、吸い込んだ場合には、肺ガンや中皮腫になる可能性があることから、使用が禁止されている。

自然公園 : 国立公園、国定公園、県立自然公園のこと。県内には国立公園が、中部山岳、上信越高原、秩父多摩甲斐、南アルプスの 4 地域、国定公園が、八ヶ岳中信高原、天竜奥三河、妙義荒船佐久高原の 3 地域、県立自然公園が、中央アルプス、御岳、三峰川水系、塩嶺王城、聖山高原、天竜小洪水系の 6 地域、合計 13 地域ある。

こどもエコクラブ : 子どもたちが地域で主体的に環境学習や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全に対する高い意識の形成を支援するために、環境省が参加を呼びかけている環境活動クラブ

キッズ ISO プログラム : NPO 法人国際芸術技術協力機構が開発し、日本国内や世界各国で実施されている子ども向け環境教育プログラム

環境影響評価制度 : 大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くことにより、環境に配慮した事業にしていくための制度

第4章 安全

4 - 1 地域防災力の向上	1 危機管理体制の整備 2 消防対策の推進 3 自主防災力の充実 4 災害に強い地域づくり 5 災害に強い建物・道路等の整備
4 - 2 県民生活の安全確保	1 犯罪のない安全な社会づくり 2 交通安全対策の推進 3 消費生活の安定と向上 4 食品・医薬品等の安全確保

施策の展開 4-1 地域防災力の向上

施策目標

災害による被害を最小限に抑え、県民の生命と財産を守るため、地域防災力の向上を図ります。

現状と課題

平成 23 年（2011 年）の長野県北部・中部で発生した地震による災害をはじめ、長野県ではしばしば地震、大雨、大雪などにより大規模な災害が発生しています。

様々な危機管理事象に対し迅速かつ確に対応し、被害を最小限に抑えられるよう危機管理体制を整備するとともに、防災意識の高揚等により自主防災力を充実させる必要があります。

大規模な災害などに対応するため、常備消防*の広域応援体制を強化するとともに、地域防災の要である消防団員の減少への対策が求められています。

災害を未然に防ぐとともに、災害が起こった際に自助*・共助*・公助*の相互による連携を発揮して被害を最小限に抑えるため、ソフト・ハード両面から計画的な対策や体制整備を進め、地域の防災力を向上させることが重要です。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成 29 年度)	備考
消防団協力事業所表示制度*の認定事業所数	1,027 事業所 (H23 年度)	1,500 事業所	消防団活動に協力している事業所として、申請に基づき市町村が認定した事業所数 [過去の増加傾向をもとに設定]
自主防災組織*率	90.8% (H23 年度)	93.0%	県内世帯数に占める自主防災組織が、その活動範囲としている地域の世帯数割合 [過去の増加傾向をもとに設定]
地域特性に配慮した防災訓練実施市町村数	18 市町村 (H24 年度)	77 市町村	地域で作成した防災マップを活用し、土石流、洪水、火山噴火など地域の特性を踏まえた避難行動をとるための訓練等を実施した市町村数 [全ての市町村が防災訓練実施を目標に設定]
浸水被害発生のおそれの高い河川での浸水想定家屋数	41,700 戸 (H23 年度)	24,000 戸以下	重点的に整備を行う必要がある「浸水被害発生のおそれの高い河川」の改修状況 [過去の整備動向をもとに設定]
災害時要援護者関連施設の土砂災害対策着手数	19 施設 (H23 年度)	55 施設	土砂災害時に人的被害の割合が高い避難所や福祉施設等の災害時要援護者関連施設について、砂防えん堤を設置するなどの対策に着手した施設数。土砂災害特別警戒区域*内の施設を対象 [H24 年 12 月現在で把握している全て施設への対策着手を目標に設定]

治山事業により保全される集落数	56 (H23年度)	470	統計開始年度であるH23年度以降に、県の治山事業により保全される集落数 [過去の整備動向をもとに設定]
住宅の耐震化率	72.4% (H20年度)	90.0%	耐震化された住宅の割合 [国の耐震改修促進計画に基づく基本方針による]
震災対策緊急輸送路*にある橋梁の耐震補強の整備率	97% (H23年度)	100%	県管理の震災対策緊急輸送路(第一次、第二次)で耐震補強が必要な橋のうち、対策工事を実施した橋の割合 [全ての橋梁の対策完了を目標に設定]

施策の基本方向

様々な危機管理事象に対し迅速かつ的確に対応し、被害を最小限に抑えられるよう危機管理体制を整備します。

大規模な災害などに対応できるよう消防対策を推進します。

防災意識の高揚等により地域の自主防災力の充実を図ります。

治山・治水や土砂災害・農地防災対策により災害に強い地域づくりに取り組みます。

災害時の避難所となる県有施設の安全性を高めるとともに災害時の緊急輸送ルートを確保するため、災害に強い建物・道路等を整備します。

施策の展開

危機管理体制の整備

震災や風水害、雪害、原子力災害などに的確に対応できるよう、長野県地域防災計画を随時見直します。

様々な危機管理事象に対し迅速かつ的確に対応するため、災害発生時を想定したマニュアル整備や訓練などを通し、万全な初動体制を確保します。

県と市町村が一体となって被災地を支援する広域応援体制の具体化や近隣都県市との相互応援体制の強化を進めます。

災害時に迅速・適切な救出・救助体制を確保するため、装備資機材を整備するなど災害警備対策を推進します。

防災情報等を的確に収集・伝達するため、防災行政無線等の防災情報基盤を整備します。国民保護法に基づく武力攻撃事態等への対応について、関係機関との連携を強化するとともに、県民への周知などを行います。

消防対策の推進

大規模な災害などに対応するため、常備消防の広域化を推進するとともに、広域応援体制の強化を図ります。

消防団協力事業所表示制度や事業税の減税制度の普及などにより、消防団が活動しやすい環境づくりや団員確保、住民の理解を促進します。

自主防災力の充実

消防学校の研修を活用した防災啓発活動などにより、自主防災組織の組織化・活性化を

図ります。

震災や風水害等を想定した総合防災訓練や火災予防運動に加え、小中学校での防災教育を通し、防災・防火意識の向上と安全確保を図ります。

県民の防災意識の高揚を図るため、震災・風水害等を想定した防災マップやハザードマップ*の作成を支援します。

特別豪雪地帯の市町村*が行う、自己の資力や労力では屋根の除雪等を行うことができない世帯に対する取組を支援します。

災害に強い地域づくり

河川施設の整備や適切な施設の維持管理をはじめとした総合的な治水対策により河川の減災対策を推進します。

災害時要援護者関連施設や避難所を保全するため、土石流や地すべり、がけ崩れ、雪崩などによる災害を防ぐ砂防施設の重点整備を推進します。

火山噴火や深層崩壊*のような大規模土砂災害の被害を軽減するため、国や関係市町村と連携した警戒避難体制の強化など、ソフト・ハード両面から大規模土砂災害対策を進めます。

量水標の設置や土砂災害警戒区域等の指定などを通して県民に洪水や土砂災害に関する情報を提供することにより、災害に備えた警戒避難体制の整備を図ります。

森林の持つ土砂災害防止機能を発揮させるため、適切な間伐や治山施設の整備など、災害に強い森林づくりを推進します。

ため池の改修や地すべり災害を防止するための対策などにより、災害に強い農村づくりを推進します。

大雨や地震による被害箇所に対し、防災サポートアドバイザー制度*の活用などにより早期復旧、再発防止を図ります。

被災建築物や宅地の危険度を判定する応急危険度判定士等の登録・育成の促進、砂防ボランティア協会*と連携した土砂災害の危険箇所点検など、二次災害の防止に向けた取組を推進します。

災害に強い建物・道路等の整備

住宅や災害時の避難所となる県有施設の耐震性能を向上させるなど、災害に強い建物の整備を進めます。

県営水道を災害に強い上水道とするため、主要な水道管の耐震化を進めます。

道路整備や橋梁の耐震補強により災害時の緊急輸送路や避難路など緊急輸送ルートを確保するとともに、道の駅などの防災機能を強化します。

有事の際に幹線道路の交通機能を補う、木曽川右岸道路などの代替道路の整備を進めます

雪崩災害等を防ぐため、スノーシェッドなどの防雪施設の設置や維持管理を行います。

電線類の地中化により、地震による電柱倒壊を防止します。

（参考）関連する個別計画

長野県地域防災計画、第6次長野県総合雪対策計画、長野県消防広域化推進計画、長野県耐震改修促進計画、県有施設耐震化整備プログラム、長野県国民保護計画

【用語解説】

常備消防：消防本部や消防署、消防署の分署など、職業的に消防を仕事としているところ。これに対し、他に本業を持つ「消防団」は、非常備消防に分類される。

自助：自分の安全は自分で守ること。

共助：自力だけでは対処困難な地域の安全を、周囲の人や地域住民が協力して守ること。

公助：公的機関が行う援助等のこと。

消防団協力事業所表示制度：消防団活動に協力している事業所のうち、一定の基準を満たす事業所について、市町村が認定し、表示証を交付して、その事業所が地域への社会貢献を果たしていることを社会的に評価する制度

自主防災組織：自治会、町内会などを構成単位とし、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、自主的に結成して、災害による被害を予防・軽減するための活動を行う組織

土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域（土砂災害のおそれがある区域）のうち、建築物に破損が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

震災対策緊急輸送路：大規模地震発生時に人命救助と被災者の生活確保や早期復旧のための緊急輸送路として長野県地域防災計画の中で位置付けられている道路

ハザードマップ：洪水や土砂災害などの自然災害が発生した場合に被害が想定される区域を地図に示し避難場所などの情報を記載したもの。住民に周知することにより防災意識の向上、自主的な被害軽減行動を促進する。

特別豪雪地帯の市町村：豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項により特別豪雪地帯に指定された市町村のこと。積雪の度合や積雪による住民の生活の支障の要件により国が指定。県内では飯山市など10市町村が該当

深層崩壊：山崩れ・崖崩れなどの斜面崩壊のうち、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的大規模の大きい崩壊現象を指す。

防災サポートアドバイザー制度：大雨や地震などの異常な天然現象により公共土木施設（道路や橋など）が被災した際に県や市町村からの要請に基づき行政OBなどで構成される「防災サポートアドバイザー」を現地に派遣し、災害復旧工法の助言をするなどの支援をボランティアで行う制度

砂防ボランティア協会：砂防事業に携わった行政OB、地質コンサルタント技術者などによるボランティア。土砂災害に関する被災状況の把握、啓発活動等を行う。全国の連絡協議会にも参加している。

施策の展開 4-2 県民生活の安全確保

施策目標

犯罪や交通事故、消費生活での被害をなくし、県民が安全に暮らせる社会の実現をめざします。

現状と課題

治安情勢は、刑法犯認知件数が平成 14 年（2002 年）から 10 年連続で減少しているものの、県民が不安を感じる犯罪はいまだ後を絶たず、治安改善のための的確な犯罪抑止対策が求められています。

交通事故*発生状況は、件数、負傷者ともに平成 17 年（2005 年）から 7 年連続で減少しているものの、交通事故死者の半数以上を占める高齢者の事故防止対策を一層進める必要があります。

悪質商法の手口の巧妙化などにより、消費者トラブルは複雑・多様化しています。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成 29 年度)	備考
犯罪（刑法犯*）の発生件数	17,707 件 (H23 年)	15,000 件未満 (H29 年)	警察において発生を認知した犯罪（刑法犯）の件数 [過去の犯罪率をもとに設定]
重要犯罪*検挙率	62.7% (H19～23 年平均)	70.0% (H29 年)	重要犯罪認知件数に対する検挙件数の割合 [過去の検挙率をもとに設定]
交通事故死傷者数	13,376 人 (H23 年)	10,000 人以下 (H29 年)	交通事故による死傷者数 [国の第 9 次交通安全基本計画をもとに設定]
市町村消費生活センターの人口カバー率	45.7% (H23 年度末)	70.0%	消費生活センターを設置している市町村（広域連携の市町村分を含む。）の人口が県人口に占める割合 [一定規模以上の市にセンターを設置することを目標に設定]
食中毒発生件数	14.0 件 (H19～23 年平均)	減少 (H25～29 年平均)	食中毒の 5 年間の年平均発生件数 [現在の水準未満を目標として設定]
薬事法監視実施率	26.7% (H23 年度)	30.0%	薬事法に基づく監視を行った割合 [1 年度当たり 60 件の増加を見込んで設定]

施策の基本方向

地域住民のニーズに応え、地域社会と一体となった各種活動を展開し、県民が犯罪の被害に遭うことなく、また犯罪の被害に遭う不安を抱くことのない安全な社会づくりを推進します。

交通安全教育や交通安全運動の実施などにより交通安全対策を推進します。

消費者が適切な選択を行うための消費者啓発・教育の推進や相談体制の整備などにより、消費生活の安定と向上を図ります。

事業者等への監視指導や検査の実施、県民への正しい知識の啓発等により食品・医薬品等の安全確保を図ります。

施策の展開

犯罪のない安全な社会づくり

地域住民や関係機関と連携した地域安全活動の強化や自主防犯活動を促進するための広報啓発等により、犯罪の起きにくい社会づくりを推進します。

家庭・学校・地域と連携した街頭補導活動や非行少年の立ち直り支援活動等により、非行少年を生まない社会づくりを推進します。

事業者等と連携した広報啓発や取締活動によりサイバー犯罪*の抑止対策を推進します。

広域化、巧妙化する犯罪に対応するため、初動警察力の強化や科学捜査力の向上等により犯罪検挙力の強化を図ります。

民間被害者支援団体など関係機関と連携し犯罪被害者等の支援を行います。

交番・駐在所の再編整備を推進するとともに、警察施設の必要な整備などにより地域の治安基盤の強化を図ります。

テロ等*に関連する情報の収集・分析による未然防止などテロ対策を推進します。

交通安全対策の推進

県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るため、シートベルトの着用などの各種啓発活動や季節ごとの交通安全運動を推進します。

子どもや高齢者など年齢層に応じ、地域の交通事故の実態を踏まえた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

交通事故被害者・加害者が抱える様々な問題の解決に向けて、相談・助言・指導を行います。

飲酒運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反に対し、指導取締りを強化します。

信号機の系統化等の高度化改良や歩車分離化、道路標識の高輝化などの交通安全施設の整備、交差点の改良や歩道の整備等により、安全で快適な交通環境の整備を推進します。交通量の変化に即応する信号制御、交通情報の収集・提供などの的確な交通管制を行い、円滑な交通環境の確保を図ります。

県民の利便性の向上のため、運転免許手続きの効率化を図ります。

消費生活の安定と向上

消費者が適切な選択を行えるよう、消費者啓発・教育や市町村等と連携した情報提供を行います。

商品・サービスの取引の適正化と消費生活の安全を確保するため、事業者に対する監視・指導、立入検査などを行います。

県消費生活センターで専門的な相談等に対応できる体制を整備するとともに、市町村の相談体制の整備を支援し、消費者利益の保護と被害の未然・拡大防止を図ります。

食品・医薬品等の安全確保

食品関係施設の監視指導や流通食品の検査の実施により、飲食に起因する健康被害発生の未然防止を図ります。

消費者、食品事業者等の関係者と食品の安全性に関する情報交換を行い、相互理解を進めます。

県内で処理される家畜の疾病検査や牛海面状脳症（BSE）検査などにより、食肉の安全確保を図ります。

家畜伝染病の発生予防やまん延防止を図ることにより、畜産物の安全確保を図ります。医薬品等による健康被害を未然に防止するため、薬局や医薬品販売業者等への監視指導や医薬品等の正しい知識の普及を図ります。

薬物乱用による健康被害や社会への重大な影響を周知し、薬物乱用防止意識の高揚を図ります。

旅館、公衆浴場、理・美容所等への生活衛生に関する営業者への監視指導の実施や営業者による自主管理体制の強化の推進などにより、衛生水準の維持・向上を図ります。

狂犬病予防などの飼犬管理対策を推進し、動物による人への危害等を防止するとともに、動物愛護の意識の高揚や適正な飼養管理の普及・啓発を推進します。

（参考）関連する個別計画

長野県交通安全計画（第9次）、長野県動物愛護管理推進計画

【用語解説】

交通事故：道路交通法に規定された道路において、車両等、列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

刑法犯：刑法に規定する犯罪（交通事故に係る一定の犯罪を除く。）

重要犯罪：殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買、強制わいせつの罪をいう。

サイバー犯罪：高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪

テロ等：特定の政治目的を達成しようとする暴力の行使、あるいはその脅威（サイバー空間にあるものを含む。）やそれを容認する主義・行為

第5章 社会基盤

5 - 1 高速交通・情報通信ネットワーク の充実	<ol style="list-style-type: none">1 新幹線の整備促進2 高規格幹線道路、地域高規格道路の整備3 信州まつもと空港の活性化4 地域情報化の推進5 電子自治体の推進
5 - 2 快適で暮らしやすいまちづくり	<ol style="list-style-type: none">1 公共交通網の確保2 暮らしを支える道路網の整備3 ゆとりある住環境の形成4 合理的な土地利用の推進

施策の展開 5-1 高速交通・情報通信ネットワークの充実

施策 目標

県民の快適な生活と経済活動を支える高速交通網の充実や情報通信技術の活用を図ります。

現状と課題

長野新幹線、高規格幹線道路*、信州まつもと空港などの活用により、全国主要都市等への時間距離が短縮し、県民の利便性の向上、生活圏の拡大等が図られています。北陸新幹線の金沢延伸に向けた整備が進んでいます。リニア中央新幹線*の整備計画が決定されるなど開業に向けた動きが活発になっています。情報通信技術の活用により、県民の生活の利便性の向上、経済活動の効率化などが図られています。活力ある地域社会を創るためには、高速交通網の充実や情報通信技術を効果的に活用していく必要があります。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成29年度)	備考
県内高規格幹線道路の供用延長	331km (H23年度)	338km	県内の高規格幹線道路の供用延長 [国の事業計画に基づき設定]
信州まつもと空港利用者数	76千人 (H23年度)	120千人	信州まつもと空港を発着する便の年間利用者数の合計 [1日1往復以上の増便を目標に設定]
超高速ブロードバンド*サービスが利用可能な世帯割合	97.4% (H23年度)	100%	超高速ブロードバンドサービスが利用可能な世帯の割合 [国の整備目標をもとに設定]
電子申請利用件数	89,477件 (H19~23年度累計)	135,100件 (H25~29年度累計)	県の電子申請・届出サービスによる電子申請利用件数 [過去の伸び率をもとに設定]

施策の基本方向

北陸新幹線やリニア中央新幹線、高規格幹線道路等の整備を促進するとともに、これらの高速交通網を活かし、本県を中心とした本州中央部における大規模な交流圏域の形成を進めます。

国内線の利用促進や国際チャーター便*の誘致など信州まつもと空港の活性化を図ります。

情報通信基盤の整備など地域での情報化を推進します。

申請・届出等の行政手続の電子化やインターネットを活用した情報提供を進めるなど電子自治体を推進します。

施策の展開

新幹線の整備促進

北陸新幹線の金沢延伸に向け円滑な整備を促進します。

北陸新幹線の金沢延伸の効果を最大限に活かし、地域の活性化につながる取組を進めます。

長野以北の並行在来線の引受けに向けた準備を行うとともに、経営主体のしなの鉄道が安定した経営を行えるよう取り組みます。

リニア中央新幹線の早期開業に向け、沿線都府県と協力して整備を促進します。

高規格幹線道路、地域高規格道路の整備

上信越自動車道の4車線化とともに、中部横断自動車道や中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の整備を促進します。

地域高規格道路松本系魚川連絡道路の整備に向けた取組を進めます。

信州まつもと空港の活性化

信州まつもと空港の路線の拡大を図るなど国内線の利用を促進するとともに、国際チャーター便の誘致などに取り組みます。

地域情報化の推進

超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備や情報通信技術の利活用の促進により、地域の情報格差の是正を図ります。

電子自治体の推進

県と市町村を結ぶ行政情報ネットワーク「情報ブロードウェイながの」の安定的な稼働を確保するとともに、幅広い利活用を推進します。

長野県情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策を実施し、高度で信頼できる情報セキュリティ環境を実現します。

申請、届出等の行政手続の電子化や行政が保有する地理情報の共有化など、様々な分野で情報通信技術の利活用を推進し、行政事務の効率化と県民の利便性の向上を図ります。

(参考) 関連する個別計画

長野県新総合交通ビジョン(策定中)、長野県広域道路整備基本計画

【用語解説】

高規格幹線道路：高速交通サービスの提供を目的に、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。国の道路計画審議会の答申(昭和62年(1987年))を受け、第4次全国総合開発計画において定められている。県内の高規格幹線道路は中央自動車道、長野自動車道、上信越自動車道、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、中部縦貫自動車道

リニア中央新幹線：東京～大阪間を最高設計速度505km/hで結ぶ超電導磁気浮上方式による新幹線。建設・営業主体であるJR東海は、開業予定を、東京～名古屋間は平成39年(2027年)、名古屋～大阪間は平成57年(2045年)と想定している。

超高速ブロードバンド：光ファイバ又は下り伝送速度30Mbps以上のケーブルインターネット若しくは無線通信など

チャーター便：旅行会社等が航空機を借り切って不定期に運航される便

施策の展開 5-2 快適で暮らしやすいまちづくり

施策 目標

地域公共交通の確保や身近な生活道路の整備・維持管理を行うとともに、ゆとりある住環境の整備などにより、快適で暮らしやすいまちづくりを進めます。

現状と課題

人口減少や高齢化が進展する中で社会基盤を適切に確保し県民の生活を支えていくことが求められています。

県民の身近な交通手段である鉄道やバスなどの公共交通の利用者数は依然減少しており、これまでの仕組みでは地域公共交通の維持・確保が困難となっています。一方、高齢者などの移動手段の確保や地球温暖化抑制の観点から、地域公共交通の果たす役割が大きくなっています。

県内の道路は依然として整備が必要な箇所が多く、道路構造物の老朽化も進行していることから、効率的・効果的な道路整備や適時・的確な維持管理を行うことが求められています。

中心市街地の活性化に向け、集約型都市構造*など機能的な都市環境の整備が求められています。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成29年度)	備考
公共交通機関利用者数	103,077千人 (H22年度)	103,077千人	バス、鉄道、タクシーの利用者数 [現状の利用者数の維持を目標に設定]
鉄道の営業キロ数	750.2km (H24年度)	780.1km	県内の鉄道の総営業キロ数 [今後の計画をもとに設定]
国・県道の改良率	65.6% (H22年度)	67.5%	指定区間を除く国道・県道を2車線以上に改良した割合 [過去の実績をもとに設定]
通学路安全対策着手率	44.0% (H24年度)	100%	H24年度に実施した緊急合同点検で確認した要対策箇所(546箇所)のうち、安全対策に着手した割合 [全ての要対策箇所の着手を目標に設定]
用途地域*内都市計画道路整備率	45.3% (H23年度)	49.5%	用途地域内の都市計画道路の計画延長のうち、整備した延長割合 [過去の整備動向をもとに設定]
市街地整備面積	2,726ha (H23年度)	2,800ha	土地区画整理事業により整備した面積 [過去の整備動向をもとに設定]
長期優良住宅*の認定を受けた新築住宅の割合	18.1% (H23年度)	20.0%	新築住宅のうち長期優良住宅の認定を受けた住宅の割合 [国の住生活基本計画をもとに設定]

施策の基本方向

県民の快適な暮らしと観光客等の円滑な移動を支えるため、鉄道・バスをはじめとした公共交通の確保を図ります。

地域の暮らしや産業を支える道路網の整備を進めます。

ゆとりある住環境づくりのため、円滑で機能的な都市環境を実現する街路、都市公園、市街地などの整備や良質な住まいの整備を進めます。

計画的、総合的な県土の利用を確保するため、適正で合理的な土地利用の推進と土地取引の適正化を図ります。

施策の展開

公共交通網の確保

地域鉄道の安全性の確保やサービスの向上、バリアフリー化のための設備整備を促進します。

列車のスピードアップなど利便性の向上について、沿線市町村、関係団体と連携して、ＪＲをはじめ関係機関に働きかけます。

日常生活に不可欠な幹線的なバス路線の維持・確保を図ります。

高齢者や障害者など誰もが利用しやすい低床バスや環境負荷の少ないバスなど、人や環境にやさしいバスの導入を促進します。

主要な鉄道駅と観光地を結ぶバス路線の確保や案内機能の強化、乗り継ぎの円滑化の促進などにより観光客が移動する際の利便性の向上を図ります。

パークアンドライド、ノーマイカー通勤などを促進し、公共交通機関の利用拡大を図ります。

暮らしを支える道路網の整備

国道 18 号、19 号、20 号、148 号、153 号、158 号など国が進める道路の整備を促進します。

新幹線駅や高規格幹線道路等と県内の主要都市とのアクセス機能を向上させる道路の整備に向けて取り組みます。

高速交通網や鉄道駅、生活圏を結ぶ幹線道路の整備を推進します。

交通渋滞や危険箇所（イライラ・ハラハラ箇所*など）の解消等により、物流の円滑化・観光地へのアクセス・周遊機能の向上など長野県の経済を支える幹線道路網、快適な暮らしを支える生活道路の整備を推進します。

道路施設を適切に維持・管理することにより、安全で快適な道路交通を確保します。

歩道の整備や交差点の改良などにより、通学路等の安全対策を推進します。

除雪や雪寒対策等を実施して冬期交通の安全確保を図ります。

過疎地域や豪雪地域での基幹的な市町村道を県が代行して整備します。

農道や林道を計画的に整備し、農山村地域などの生産条件、交通の利便性の向上を図ります。

ゆとりある住環境の形成

都市機能の集積や防災性の向上など、安全で暮らしやすく機能的な都市環境の整備を促

進めます。

都市機能をコンパクトに集約させるとともに、高齢者や障害者などに配慮した道路や都市公園等の整備を進めることで、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

長期にわたり使用できる住宅の普及促進や街路・都市公園の整備などにより、良好な住環境づくりを進めます。

地域の居住ニーズに対応し、老朽化した県営住宅の改修や市町村との協議を踏まえた建替えを進めます。

快適な生活環境と良好な水環境保全のため、下水道等の普及を促進するとともに、安全で安定的な水道水の供給を図るため、県営水道の計画的な維持・整備に努めます。

合理的な土地利用の推進

計画的、総合的な県土の利用を図るため、開発行為や土地利用に関する重要な事項について、長期的、総合的な観点から関係機関との調整を行います。

一定面積以上の土地取引について利用目的などを審査し、適正な土地取引と土地利用を推進するとともに、適正な地価の形成のため、土地価格を調査・公表します。

土地の保全と利用を促進するため、土地の境界確定や測量などを行い、地籍の明確化を進めます。

(参考) 関連する個別計画

長野県広域道路整備基本計画、長野県新総合交通ビジョン(策定中)、国土利用計画(長野県計画)、長野県土地利用基本計画、長野県住生活基本計画、長野県高齢者居住安定確保計画、長野県都市計画ビジョン、長野県営水道事業経営ビジョン

【用語解説】

集約型都市構造：都市機能を集積することにより、多くの方が暮らしやすい、歩いて暮らせる環境をつくるとともに、既存ストックの有効活用、環境負荷の低減を図り、また、他の地域との間を公共交通ネットワークで連携した都市構造

用途地域：建築物の用途などに制限を加えることにより、良好な住環境の保護や、商工業の利便の増進を図るもので、市街地での土地利用の動向を踏まえ、12種類の地域の中から定められる。

長期優良住宅：一定の耐震性能、耐久性、環境性能、居住環境等の基準を満たした住宅

イライラ・ハラハラ箇所：国と県が、渋滞や事故の発生状況などの客観的データや、道路利用者からのパブリックコメント等を踏まえ、県内道路における要対策箇所として選定するもので、それぞれ移動性阻害(イライラ)箇所、安全性要対策(ハラハラ)箇所を意味する。

以下、主要な整備か所として、全体事業費がおおむね5億円以上と見込まれるものを掲載しました。

土地区画整理事業主要か所一覧表

名 称	整 備 か 所	整備目標
長野駅周辺第二地区	長野市 長野駅周辺第二地区	整備促進
新幹線飯山駅周辺地区	飯山市 新幹線飯山駅周辺地区	完成

市街地再開発事業主要か所一覧表

地 区 名	整 備 内 容	整備目標
権堂地区B-1(長野市)	共同ビル(住宅・店舗・公益施設)	完成

街路整備主要か所一覧表

名 称	整 備 か 所	整備目標
(円滑な交通の確保)		
軽井沢草津線	軽井沢町 中軽井沢駅前	事業着手
中常田新町線	上田市 常田	完成供用
田中線	岡谷市 若宮	完成供用
下山妙琴原線	飯田市 上山	完成供用
宮渕新橋上金井線	松本市 清水～惣社	事業着手
大門中山道線	塩尻市 大門	事業着手
三日町犬ノ窪線	大町市 俵町	完成供用
中央通り線	大町市 北大町	事業着手
栗田屋島線	長野市 南部小学校北	事業着手
長野菅平線	長野市 大豆島	事業着手
(円滑な交通の確保(放射・環状道路))		
羽場大瀬木線	飯田市 羽場～切石	完成供用
内環状南線	松本市 中条	完成供用
高田若槻線	長野市 桐原～吉田	整備推進
上川橋線	茅野市 宮川茅野	整備推進
(緊急輸送路の整備)		
北天神町古吉町線	上田市 三好町	完成供用
北天神町古吉町線	上田市 三好町(2工区)	事業着手
岡谷川岸線	岡谷市 成田町	事業着手
竜東線	伊那市 境	完成供用
竜東線	伊那市 中央北	事業着手
辰野宮木線	辰野町 辰野駅前	事業着手
戸倉上山田線	千曲市 上中町	完成供用
臥竜線	須坂市 八幡町	事業着手
立ヶ花東山線	中野市 吉田	事業着手

真田線 県庁篠ノ井線	長野市 松代 長野市 川中島～篠ノ井	完成供用 事業着手
(危険な踏切対策) 出川双葉線	松本市 出川～双葉	整備推進

道路整備主要か所一覧表

路線名等		整備か所	整備目標	
(高速交通網関連) 高規格幹線道路		上信越自動車道(4車線化) 中部横断自動車道 中部縦貫自動車道 三遠南信自動車道	整備促進 整備促進 整備促進 整備促進	
地域高規格道路		松本糸魚川連絡道路	計画・整備	
リニア中央新幹線関連		リニア中央新幹線中間駅のアクセス道路	計画・整備	
一般国道	142号 152号 152号 152号 256号 256号 403号 403号	佐久市 佐久南拡幅 飯田市 小嵐バイパス 飯田市 和田バイパス 飯田市 小道木バイパス 飯田市 上久堅拡幅 飯田市 下久堅バイパス 飯山市 中央橋架替 木島平村～山ノ内町 落合	完成供用 整備推進 完成供用 完成供用 完成供用 事業着手 完成供用 完成供用	
主要地方道	飯山斑尾新井線	飯山市 飯山駅西	完成供用	
一般県道	上小田切白田(停)線 波田北大妻豊科線	佐久市 下小田切 松本市 島々～三溝新田	事業着手 整備推進	
(緊急輸送路の整備)	一般国道	144号 144号 254号 152号 152号 153号 151号 151号 151号 418号 418号 418号 418号	上田市 上野バイパス 上田市 湯ノ平橋 上田市 東内～西内 茅野市 湯川バイパス 伊那市 栗田～四日市場 伊那市～南箕輪村～箕輪町 伊那バイパス 下條村 粒良脇トンネル 阿南町 新野峠拡幅 阿南町 新野峠バイパス 天龍村～飯田市 十方峡バイパス 飯田市 飯島 天龍村 天竜川橋 売木村 軒川	整備推進 事業着手 整備推進 事業着手 整備推進 整備推進 事業着手 事業着手 完成供用 完成供用 整備推進 整備推進 事業着手

	256号 143号 158号 403号 148号 403号 406号 117号	南木曾町 漆畑拡幅 松本市 会吉 松本市 狸平 筑北村～安曇野市 矢越防災 小谷村 雨中 長野市 関崎橋東 長野市 西組バイパス 中野市～飯山市 替佐～静間バイパス	整備推進 整備推進 事業着手 整備推進 整備推進 事業着手 整備推進 完成供用
主要地方道	諏訪辰野線 飯島飯田線 飯田富山佐久間線 開田三岳福島線 奈川木祖線 奈川木祖線 大町麻績インター千曲線 白馬美麻線 坂城インター線 長野真田線 丸子信州新線	諏訪市 高島 飯田市 切石～北方 泰阜村～阿南町 中尾～南宮 木曾町 川合 木祖村 白樺平下 木祖村 白樺平上 生坂村 山清路 白馬村 大左右 坂城町 中之条 長野市 松代 長野市 大岡	整備推進 整備推進 完成供用 完成供用 完成供用 整備推進 整備推進 事業着手 事業着手 整備推進 整備推進
一般県道	東部望月線	東御市 田中南	完成供用
(渋滞・安全対策) 一般国道	141号 403号	佐久市～小諸市 跡部～平原 須坂市 幸高～井上拡幅	事業着手 完成供用
主要地方道	岡谷茅野線	諏訪市 大熊	整備推進
一般県道	払沢茅野線 与地辰野線 上松南木曾線 上松南木曾線 長野豊野線	茅野市 宮川茅野 辰野町 北大出 上松町～大桑村 登玉～和村 大桑村～南木曾町 読書ダム～戸場 長野市 三才	完成供用 事業着手 整備推進 事業着手 整備推進
(地域活性化 (観光含む。)) 一般国道	254号 299号	立科町 宇山バイパス 茅野市 糸萱拡幅	整備推進 完成供用
主要地方道	佐久小諸線 川上佐久線 伊那生田飯田線 天竜公園阿智線 上高地公園線 塩尻鍋割穂高線 穂高明科線	佐久市 岸野～高瀬 佐久穂町 海瀬 飯島町 田切 阿智村 伍和 松本市 上高地 安曇野市 塚原 安曇野市 常盤橋	整備推進 完成供用 完成供用 完成供用 整備推進 事業着手 完成供用

	長野上田線	長野市 塩崎	完成供用
一般県道	栗林宮田（停）線 青木東郷線 千国北城線 内川姨捨（停）線 中野飯山線 豊田中野線	駒ヶ根市～宮田村 大久保橋 飯田市 鼎 小谷村～白馬村 梅池 千曲市 冠着橋 中野市 柳沢 中野市 笠倉～壁田	整備推進 完成供用 完成供用 完成供用 事業着手 整備推進
（円滑な交通 （環状道路）） 主要地方道	長野菅平線	長野市 落合橋北	事業着手
（災害復興） 一般国道	405号	栄村 秋山拡幅	完成供用
一般県道	長瀬横倉（停）線 箕作飯山線	栄村 長瀬～貝廻坂 栄村～野沢温泉村 箕作～明石	完成供用 部分供用

農道整備主要か所一覧表

路線名		整備か所	整備目標
広域農道	佐久南部地区	佐久市、佐久穂町	完成供用
	佐久南部2期地区	小海町、佐久穂町	部分供用
	上水内北部地区	長野市、信濃町、飯綱町	完成供用

林道整備主要か所一覧表

路線名		整備か所	整備目標
森林基幹道	田口十石峠線	佐久市、佐久穂町	部分供用
	長谷高遠線	伊那市	部分供用
	千遠線	飯田市	部分供用
	弓の又線	阿智村	部分供用
	大島氏乗線	喬木村	部分供用
	高森山線	大鹿村	部分供用
	白馬小谷東山線	小谷村	部分供用
森林管理道	戸谷沢線	須坂市	完成供用

【用語解説】

計画・整備：高速交通網関連として、計画を進め、整備に向けた取組を行うもの
 事業着手：準備・計画段階にあるもののうち、事業を始めるか所
 整備推進：事業着手したもののうち、完成に向け引き続き事業を進めるか所
 整備促進：事業着手したもののうち、完成に向け引き続き事業を促すか所
 部分供用：一部区間について、開通を目指すか所
 完成供用：すべての区間について、開通を目指すか所
 完成：工事が完了するもの（面的な整備の場合）

第6章 健康・福祉

6 - 1 健康で長生きできる地域づくり	<ol style="list-style-type: none">1 保健活動の推進2 高齢者の活躍の促進3 医療従事者の養成・確保4 医療施策の充実5 疾病対策の推進6 医薬品等の確保・適正使用の推進
6 - 2 いきいきと安心して暮らせる社会づくり	<ol style="list-style-type: none">1 高齢者福祉の推進2 障害者が自立して生活できる社会づくり3 福祉を支えるサービス体制の充実4 社会的援護の促進

施策の展開 6-1 健康で長生きできる地域づくり

施策目標

本県の全国トップレベルの健康長寿を将来にわたって継承し、発展させていくことをめざします。

現状と課題

長野県は、平均寿命が男性は全国第1位、女性は全国第5位（平成17年（2005年））と全国有数の長寿県であり、また、老人医療費が低く、年齢調整死亡率*は男女とも全国最低（平成22年（2010年））と全国トップレベルの健康長寿が実現しています。

人口減少社会が到来し社会の活力が失われていくことが懸念される中で、より一層県民一人ひとりが元気に暮らしていくことの重要性が高まっています。

脳卒中、虚血性心疾患*、糖尿病、がん等の生活習慣病の増加が懸念されており、その主な原因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）*は、中高年の男性の2人に1人、女性の5人に1人が該当者・予備群となっています。

県民一人ひとりの心身の健康づくりへの取組や個人の健康づくりを社会全体で支援する保健活動の推進が求められています。

県内の生産年齢人口が減少する一方、老年人口の増加が見込まれる中、高齢者の積極的な社会参加と地域の担い手としての活躍が必要になっています。

平成22年（2010年）末現在の本県の人口10万人当たりの医療施設従事医師数は205.0人であり、全国平均と比べ14.0人少ない状況にあります。

県民誰もが質の高い最適な医療を安心して受けることができるよう医師・看護師等の医療従事者の確保を図るとともに、医療提供体制の整備が必要です。

達成目標

指標名		現状	目標 (平成29年度)	備考
平均寿命	男性	79.84歳 (H17年)	延伸 (H29年)	0歳児の平均余命 [現状以上を目標として設定]
	女性	86.48歳 (H17年)		
健康寿命	男性	79.46歳 (H22年)	延伸 平均寿命との 差の縮小 (H29年)	日常生活動作が自立している（要介護度1以下）期間の平均 [現状以上を目標として設定]
	女性	84.04歳 (H22年)		
自ら健康づくりに取り組んでいる人の割合		(調査予定)	(調査結果を踏まえ検討)	自ら健康づくりに取り組んでいる県民の割合 (今後県政モニター調査を実施)
メタボリックシンドロームが強く疑われる者・予備群の割合	男性	52.7% (H22年度)	40.0%以下	メタボリックシンドロームが強く疑われる者・予備群（40～74歳）の割合 [国の健康日本21（第2次）を基準に設定（H22年度比25%以上減少）]
	女性	14.2% (H22年度)	10.0%以下	

1人1日当たりの食塩摂取量		11.5g (H23年度)	9.0g未滿	県民(成人)1人が1日に摂取する食塩の量 [国の「健康日本21(第2次)」と「食事摂取基準値」の目標(2g以上の減少)を参考に設定]	
公共の場の受動喫煙防止対策実施率	県	本庁舎	78.6% (H23年度)	100%	建物内全面禁煙等、受動喫煙防止のための措置状況 [全施設での実施を目標として設定]
		県有施設	86.7% (H23年度)		
	市町村	本庁舎	64.5% (H23年度)		
		市町村有施設	82.1% (H23年度)		
自殺者数		493人 (H23年)	430人以下 (H29年)	1年間の自殺者数 [国の自殺総合対策大綱を参考に設定]	
要支援・要介護状態になる可能性のある高齢者の割合	運動機能が低下している者	7.2% (H23年度)	6.2%以下	日常生活で必要となる生活機能の確認のために行う基本チェックリスト実施者に占める二次予防事業対象者(要介護状態等になるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者)の割合 [全国水準までの引き下げを基準に設定]	
	低栄養状態にある者	1.2% (H23年度)	0.9%以下		
	口腔機能が低下している者	5.0% (H23年度)	5.0%以下		
人口10万人当たり医療従事者数	医師	205.0人 (H22年)	230.0人 (H29年)	県内の医療施設(病院・診療所)に従事する人口10万人当たりの医師数 [H29年の全国平均値見込みに近づけることを目標として設定]	
	看護師	839.0人 (H22年)	911.4人 (H29年)	県内で従事する人口10万人当たりの看護師数 [H29年の需要見込数(911.4人)の確保を目標として設定]	
在宅での看取り(死亡)割合		全国1位 (20.3%) (H22年)	全国上位を維持 (H29年)	住み慣れた生活の場(自宅及び老人ホーム)での看取り(死亡)者数の割合 [全国上位の水準の維持を目標として設定]	
周産期*死亡率		3.6人 (H22年)	現状の水準を維持 (H29年)	出産千人当たりの周産期における死亡者数(妊娠満22週以降の死産数と生後1週未滿の早期新生児死亡数の合計) [現在の高水準の維持を目標として設定]	
がん75歳未滿年齢調整死亡率		69.4人 (H23年)	60.6人以下 (H29年)	年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した人口10万人当たりのがんによる死亡者数(75歳未滿者) [国のがん対策推進基本計画を参考に設定]	

施策の基本方向

県民一人ひとりが生涯にわたる健康づくりを実践するとともに、社会全体で個人の健康づくりを総合的に支援する環境づくりを進めます。

高齢者の社会参加と活動の場の拡大を進めるとともに、介護予防の充実を図るなど、高

齡者が活躍できる社会を構築します。

県民誰もが質の高い最適な医療を安心して受けることができるよう医療提供体制を整備します。

がんなどの生活習慣病や精神疾患、感染症、難病の対策を推進します。

施策の展開

保健活動の推進

生活習慣病予防のための啓発を行うことなどにより、県民の主体的な健康づくりを促進します。

県民の心身の健康と豊かな人間性を育むため、食生活の大切さの普及・啓発を図る食育^{*}を推進します。

母性や乳幼児の健康の保持・増進を図るための保健指導等を実施します。

8020 運動^{*}を中心とした歯科保健対策を推進します。

県民の心の健康の保持・増進を図るため、精神保健福祉に関する知識の普及や相談体制の整備などを行います。

自殺予防のための各種相談会の実施や地域での見守り・気づきのできる人材の養成を推進します。

高齢者の活躍の促進

老人クラブ等が行う社会奉仕活動への支援などを通じ、高齢者の社会参加を促進します。地域での活動の場を拡大するなど、高齢者が積極的に地域活動に参加できるよう支援します。

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するため、地域での包括的・継続的なケアマネジメント^{*}を強化するとともに、市町村等が行う介護予防などの取組を促進します。

医療従事者の養成・確保

医学生、研修医、医師の各段階に応じた修学・就労や定着に向けての支援、幅広い診療に対応し地域医療の現場で活躍できる医師の養成などを通じ、県内医療機関に勤務する医師の確保と偏在の解消を図ります。

医療の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職員の養成を進めるとともに、離職防止や離職者の再就業促進などにより、県内医療機関への就業・定着を図ります。

医療施策の充実

地方独立行政法人長野県立病院機構による県立病院や看護専門学校の円滑な運営を支援するとともに、各病院が医療機能を活かして地域医療や高度・専門医療の充実を図ることができるよう県立病院機構との連携を強化します。

重篤救急患者への高度な救急医療の確保に加え、高度な救命措置の早期開始による救命率の向上や後遺症の軽減を図るため、救命救急センターの運営やドクターヘリの運航を支援します。

災害医療マニュアルの策定や災害拠点病院を中心とした災害活動訓練の促進などにより、災害時の医療連携体制の強化を図ります。

市町村が設置するへき地診療所への支援などを通じ、へき地での医療の確保を図ります。周産期医療機関の連携などにより、高度な周産期医療を迅速かつ適切に県民へ提供できる体制を整備します。

夜間に生じた小児患者に対応するため、保護者向けの電話相談や小児初期救急医療体制を確保します。

不妊に悩む方への相談や治療費の助成などの支援を行います。

在宅療養患者が質の高い医療を受けられるよう、在宅医療を担う人材の育成等を行います。

国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、保険者である市町村を支援します。県民の高齢期における適切な医療を確保できるよう、後期高齢者医療制度の適切かつ円滑な運営を支援します。

疾病対策の推進

質の高いがん医療を日常の生活圏で受けられるよう、がん診療連携拠点病院*等の診療体制の整備を進めます。

精神障害者への適切な医療を確保するとともに、休日や夜間の精神科救急医療体制を整備します。

予防接種の実施や発生動向の調査等により感染症の発生予防やまん延防止を図るとともに、感染症患者に対し適切な医療の提供を行います。

難病に関する相談の実施や関係医療機関の連携などにより、患者やその家族に対する支援を行います。

特定疾患*の患者に対し、医療費の負担軽減を図ります。

医薬品等の確保・適正使用の推進

県民に対する献血への理解と協力を求める啓発活動などを行い、医療に必要な血液の確保を図ります。

お薬手帳*の活用、薬局の休日夜間の処方せん受入、在宅訪問薬剤管理指導など医薬分業を支える体制の整備を促進します。

県内の試験地で栽培される生薬の成分試験等を実施し、優良種苗の保存や栽培の継承、利用促進を図るとともに、生薬の正しい知識を普及します。

(参考) 関連する個別計画

長野県保健医療計画、長野県健康増進計画、長野県医療費適正化計画、長野県がん対策推進計画、長野県自殺対策推進計画、長野県の感染症の予防のための施策の実施に関する計画、長野県歯科保健推進計画（以上策定中）長野県食育推進計画

【用語解説】

年齢調整死亡率：年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を全国平均に調整した死亡率

虚血性心疾患：冠動脈（心臓の周りの動脈）が詰まることなどにより心筋への血流が阻害され、心臓に障害が起こる疾患の総称

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）：内臓脂肪が蓄積し、高血圧、高血糖、血中の脂質異常などを

複合的に発症する病態

周産期：妊娠満 22 週から生後満 7 日未満の期間

食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

8020 運動：80 歳で 20 本以上の歯を残そうという運動。高齢者でも歯の喪失が 10 歯以下であれば、食生活に大きな支障を生じないという研究に基づいて、提唱・推進されている。

ケアマネジメント：高齢者が希望と状況に応じて、適切なサービスを利用できるよう様々な社会資源と組み合わせ、連絡調整する活動

がん診療連携拠点病院：がん診療の地域格差を無くし、日常の生活圏で質の高い治療が受けられることをめざし、国が都道府県の推薦を受け指定するがん診療の中核的な病院

特定疾患：難病のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く、患者数が比較的少ない疾患で、医療費の公費負担制度の対象となっている病気

お薬手帳：飲んでいる薬の情報が全て記載されている個人別の手帳のこと。

施策の展開 6-2 いきいきと安心して暮らせる社会づくり

施策目標

高齢者、障害者などを地域社会全体で支える仕組みを構築し、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる社会をめざします。

現状と課題

長野県の高齢化率は、平成 22 年（2010 年）に 26.5%（全国は 23.0%）に達し、人口の 4 人に 1 人が高齢者となっています。今後いわゆる団塊の世代が 65 歳以上となることにより、さらなる高齢化の進展が予測されています。

高齢化の進行に伴い要支援・要介護者は増加しており、住み慣れた地域に必要な介護・生活支援サービスを受けられるよう、地域包括ケア体制*の整備や福祉人材の養成・確保が必要です。

長野県内の障害者手帳*所持者数は、平成 23 年度（2011 年度）までの 10 年間で 28.6% 増加しています。また、障害者の高齢化が進行するとともに、障害の重度化・重複化の傾向が指摘されています。

障害者が地域で自立して生活するための支援や安心して暮らすための生活基盤の確保などが求められています。

県民誰もが地域で安心して暮らしていけるよう、ひとり親家庭への支援や低所得者等の経済的な安定と自立の促進などに取り組む必要があります。

達成目標

指標名		現状	目標 (平成 29 年度)	備考
高齢者福祉施設の入所定員数	特別養護老人ホーム	9,886 人 (H23 年度末)	11,035 人 (H26 年度末)	高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設）の入所定員 [市町村介護保険事業計画の集計値（第 5 期高齢者プランの目標値）] H27 年度以降の目標値は、次期長野県高齢者プランの策定に合わせて検討予定
	介護老人保健施設	7,764 人 (H23 年度末)	7,787 人 (H26 年度末)	
地域包括ケア体制整備に取り組む日常生活圏域*数		-	全日常生活圏域（156 圏域）	多職種が連携したネットワークの構築に取り組む日常生活圏域の数 [全日常圏域での取組を目標として設定]
障害福祉施設入所者の地域生活への移行数		463 人 (H18～23 年度累計)	649 人 (H18～26 年度累計)	障害福祉施設の入所から地域生活へ移行した者の数(平成 18 年以降の累計) [市町村障害福祉計画の集計値（障害者プラン 2012 の目標値）] H27 年度以降の目標値は、次期長野県障害者プランの策定に合わせて検討予定
障害者就職率		48.6% (H23 年度)	55.0%	ハローワークにおける障害者の新規求職申込件数に対する就職件数の割合

			[全国上位となる水準を目標として設定]
介護福祉士登録者数	20,741人 (H23年度末)	31,541人	県内の介護福祉士登録者の年度末の人数 [1,800人/年の新規登録を目標として設定]
ボランティア活動リーダー養成講座修了者数	7,371人 (H19～23年度累計)	7,500人 (H25～29年度累計)	地域の福祉を支えるボランティアをまとめるリーダーを養成する講座の修了者数 [1,500人/年の修了を目標値として設定]
生活保護受給者のうち自立支援プログラムの適用を受けた者の就労率	29.2% (H23年度)	31.9%	生活保護受給者のうち自立支援プログラムの適用を受け就労又は増収を達成した者の割合 [H19～23年度平均値の水準の維持を目標として設定]
母子家庭等就業・自立支援センター事業登録者の就業率	80.7% (H23年度)	80.0%	母子家庭等就業・自立支援センター事業に登録している者のうち就業したものの割合 [現在の水準の維持を目標として設定]
配偶者暴力相談支援センターの設置市町村数	0市町村 (H23年度)	4市町村	配偶者暴力相談支援センターを設置している市町村数 [東北中南信の4圏域に各1市の設置を目標として設定]

施策の基本方向

地域包括ケア体制の整備、認知症高齢者ケアの推進など高齢者が地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

障害福祉サービスや相談体制の整備、多様な障害に即した支援などにより、障害者が自立して生活できる地域づくりを進めます。

介護福祉士等の福祉人材の養成・確保などにより、福祉を支えるサービス体制の充実を図ります。

高齢者・障害者の権利擁護・虐待防止対策、ひとり親家庭・低所得者等の社会的援護を促進します。

施策の展開

高齢者福祉の推進

高齢者を身近な地域で支える地域包括ケア体制を構築し、医療、介護など必要なサービスを一体的に提供します。

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療・介護・福祉の連携による総合的な支援を行います。

介護保険制度の健全で円滑な運営を図るため、保険者に対して財政的支援を行うとともに、情報提供や助言などを行います。

社会福祉法人等が行う介護老人福祉施設などの整備を支援し、入所者の安全確保、居住環境の向上を図ります。

障害者が自立して生活できる社会づくり

障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、居宅介護等の居宅サービスの充実、グループホーム等の住まいや日中活動のサービスを提供する基盤整備に対する支援などを行います。

精神科病院と地域の福祉関係機関による支援体制を構築し、精神障害者の地域移行を促進します。

特別障害者手当等の給付、心身障害者扶養共済制度への加入促進などにより、障害者の生活の安定を支援します。

障害者が適切に障害福祉サービスを利用して地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援専門員の養成と資質向上を図るなど相談支援体制を整備します。

福祉的就労*から一般就労*への移行や福祉的就労を行う施設の生産活動の拡大等を支援し、収入の増加による障害者の経済的自立を図ります。

障害者の社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の給付などによる移動支援や点訳・朗読奉仕員、手話通訳者の養成などによる情報コミュニケーション支援を行います。障害者が行うスポーツ、レクリエーション、文化芸術活動などを支援し、障害者の健康増進と社会参加を促進します。

心身の障害を除去・軽減するための医療や重度心身障害者の医療に対する自己負担を軽減し、障害者世帯の経済的支援を行います。

医療的ケアを必要とする在宅の障害者のための通所サービスや短期入所の充実を図り、重度障害者の地域での生活を支援します。

発達障害者に対し乳幼児期から成人期まで一貫して総合的に支援する体制を整備します。

高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援や自立訓練など、家庭復帰や就労に向けた支援を行います。

福祉を支えるサービス体制の充実

福祉大学校等での保育士、介護福祉士などの養成や福祉人材センターでの無料職業紹介、社会福祉施設職員研修等により福祉人材の確保・定着を図ります。

福祉サービス事業者が提供するサービスの質の向上を図るため第三者評価制度の普及を進めるとともに、社会福祉施設等の指導・監督を実施し、適正で健全な運営の確保と利用者サービスの向上を図ります。

高齢者や障害者が地域で安心して生活できるよう、関係者への研修や県民への啓発などに取り組みます。

高齢者や障害者等誰もが安心して行動でき、社会に参加できる福祉のまちづくりを進めます。

市町村が行う地域福祉の充実に資する事業を支援します。

地域の支え合い活動を推進する人材の養成や県民に対する住民支え合い活動の啓発等を行います。

地域福祉を支える民生児童委員やボランティア団体等の活動を支援するとともに、ボランティア活動リーダーとボランティアコーディネーターの養成を推進します。

高齢者や障害者が日常生活をできる限り自力で行えるよう、居住環境の改善を支援しま

す。

判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者等が、日常生活に不利益が生じないように、財産管理や福祉サービス利用手続きの代行などを推進し、安心して生活が送れるよう支援します。

社会的援護の促進

生活扶助、介護扶助、医療扶助などが必要な世帯に対し、個々のケースに応じた保護を行うとともに、就労に関する相談・指導を行うなど世帯の自立に向け支援します。

住宅に困窮する低所得者の居住の安定を図るため、県営住宅の供給や管理を行います。配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、市町村と連携し保護を必要とする女性の早期発見と適切な保護・支援を行います。

ひとり親家庭の経済的自立に向けた就業支援、生活援助、医療費助成などを行います。中国帰国者に日本語習得や生活指導などの支援を行い、地域への定着と自立を促進します。

(参考) 関連する個別計画

第5期長野県高齢者プラン、長野県障害者プラン 2012、長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画、長野県高齢者居住安定確保計画、長野県住生活基本計画

【用語解説】

地域包括ケア体制：高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、生活支援の各サービスと住まいを適切に組み合わせて提供し、常に生活上の安全・安心・健康を確保できるケア体制を身近な生活圏につくることを目的とする仕組み

障害者手帳：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

日常生活圏域：おおむね30分以内に必要な介護サービスなどを提供するために駆けつけられる圏域

福祉的就労：一般就労が困難な障害者や一般就労を目指す障害者が障害者就労支援事業所などで就労すること。

一般就労：障害者が企業等に雇用されたり自らの起業等により就労すること。

第7章 教育・子育て

<p>7 - 1 子ども一人ひとりの個性や能力を 伸ばす学校教育の充実</p>	<ol style="list-style-type: none">1 未来を切り拓く学力の育成2 信州に根ざし世界に通じる人材の育成3 豊かな心と健やかな身体の育成4 安全・安心・信頼の学校づくり5 すべての子どもの学びを保障する支援
<p>7 - 2 子育て先進県の実現</p>	<ol style="list-style-type: none">1 少子化対策の推進2 産科・小児科医療の提供体制の整備3 子育て支援体制の充実4 児童福祉の充実5 地域・家庭の教育力の向上6 青少年の健全育成7 困難を有する子ども・若者への支援
<p>7 - 3 生涯を通じた学びと文化・スポー ツに親しむ環境づくり</p>	<ol style="list-style-type: none">1 学びの成果が生きる生涯学習の振興2 文化芸術の振興3 スポーツの振興

施策の展開 7-1 子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす学校教育の充実

施策目標

子どもたちが意欲をもって学び、実社会で求められる能力を身に付けるとともに、豊かな心と健やかな身体を育む学校教育を推進します。

現状と課題

人口減少社会において地域の活力の低下が懸念される中で、未来を担う人材を育てる教育の重要性が高まっています。

長野県の教育は、学力問題、いじめや不登校への対応、教員の不祥事の発生など様々な課題に直面しています。

少子化の進行に伴う児童生徒数の減少により、今後学校規模が小さくなることを見込まれる中で、教育の質を高め、魅力ある学校を作っていくことが必要です。

障害の重度・重複化や多様化、発達障害のある児童生徒の増加などにより、学校において一人ひとりのニーズに応じた教育の推進が求められています。

達成目標

指標名		現状	目標 (平成 29 年度)	備考
「授業がよく分かる」と答える児童生徒の割合		73.7% (H24 年度)	76.0%	「授業がよく分かる」と答える児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(小・中学校)) [現状を上回る数値を目標に設定]
全国学力・学習状況調査				
基礎的・基本的な内容を 5 割以上理解している児童生徒の割合		小学校 88.4% 中学校 69.2% (H24 年度)	小学校 91.0% 中学校 73.0%	全国学力・学習状況調査の主として知識に関する問題(算数 A、数学 A)で、正答率が 5 割を上回る児童生徒の割合 [全国上位の水準を目標に設定]
「学習したことを実生活の場面に活用する力」が全国平均より高い児童生徒の割合		小学校 58.0% 中学校 53.8% (H24 年度)	小学校 60.0% 中学校 56.0%	全国学力・学習状況調査の主として活用に関する問題(算数 B、数学 B)で、全国平均より正答率が高い児童生徒の割合 [全国上位の水準を目標に設定]
学力実態調査(高 2)での基礎学力定着度(正答率)	国語	63.4% (H21 年度)	65.0%	長野県高等学校学力実態・意識調査での高校 2 年生の国語、数学、英語の教科正答率 [現状を上回る数値を目標に設定]
	数学	58.9% (H21 年度)	60.0%	
	英語	58.0% (H21 年度)	60.0%	
「将来の夢や目標をもっている」と答える児童生徒の割合		80.2% (H24 年度)	83.0%	「将来の夢や目標をもっている」と答える児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(小・中学校)) [現状を上回る数値を目標に設定]
就業体験活動を実施した生徒数の割合(高校生)		33.3% (H23 年度)	100%	高校在学中に 1 日以上就業体験活動を実施した全日制生徒数の割合 [全ての生徒が実施することを目標に設定]

英語コミュニケーション能力水準	英語検定3級レベル(中学生)	19.8% (H24年度)	40.0%	中学校卒業時に英語検定3級レベルに達する生徒と高等学校卒業時に英語検定準2級レベルに達する生徒の割合 [現状を上回ることを目標に設定]
	英語検定準2級レベル(高校生)	30.0% (H24年度)	40.0%	
全国体力・運動能力、運動習慣等調査での体力合計点	数値	49.1点 (H22年度)	51点台	全国体力・運動能力、運動習慣等調査での体力合計点の数値及び当該数値の全国順位(小・中学校) [H22年度全国10位の水準を目標に設定]
	全国順位	31位 (H22年度)	10位台	
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	小6	91.2% (H24年度)	93.0%	「毎日朝食を食べる」と答える児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(小・中学校)) [過去の伸び率をもとに設定]
	中3	85.1% (H24年度)	87.0%	
学校満足度	小学校	90.4% (H23年度)	92.0%	「学校へ行くのが楽しい」と答える児童の割合 [現状を上回る数値を目標に設定]
	中学校	85.7% (H23年度)	90.0%	
	高等学校	(調査予定)	(調査結果を踏まえ検討)	「学校の授業が理解できている」と答える生徒の割合(今後調査を実施)
信州型コミュニティスクールの実施割合(小・中学校)		32.0% (H24年度)	100%	保護者・地域による学校支援や学校運営参画の仕組みができて小・中学校の割合 [全ての公立小・中学校で体制ができていくことを目標に設定]
小・中学校での不登校児童生徒在籍率		1.14% (H23年度)	1.08%以下	小・中学校の児童生徒のうち不登校児童生徒数の割合 [過去の減少率をもとに設定]
特別支援学校高等部卒業生の一般就労した生徒数の割合		62.8% (H23年度)	65.0%	特別支援学校高等部の一般企業での実習を行った生徒のうち一般就労した生徒数の割合 [現状を上回る数値を目標に設定]

施策の基本方向

児童生徒へのきめ細かな指導により、基礎学力、課題解決力といった未来を切り拓く学力の育成を図ります。

キャリア教育やふるさと教育の推進、英語コミュニケーション能力や情報活用能力の育成、高等教育の充実などにより信州に根ざし世界に通じる人材の育成を図ります。

自然とのふれあいなど体験的な学習や体力・運動能力の向上などにより、豊かな心と健やかな身体の育成を図ります。

教員の資質向上などによる教育環境の整備、地域と連携・協力する開かれた学校づくりの推進により、安全・安心・信頼の学校づくりを進めます。

いじめや不登校など悩みを抱える児童生徒や障害のある子どもなどすべての子どもの学びを保障する支援を行います。

施策の展開

未来を切り拓く学力の育成

30人規模学級の編制や少人数学習集団の編成などによりきめ細かな指導を行い、学習習慣・生活習慣の確立と基礎学力の定着を図ります。

児童生徒の学力の向上のため、全国学力・学習状況調査等に基づく課題分析の実施などによる授業の質の向上を図ります。

情報通信技術（ICT）を活用した教育の推進により、児童生徒の学力と情報活用能力の向上を図ります。

信州に根ざし世界に通じる人材の育成

職場体験など発達段階に応じた体系的なキャリア教育により、児童生徒の勤労観や職業観を育み、社会的自立に必要な力を養います。

外国語指導助手を交えた実践的な英語授業により児童生徒の英語コミュニケーション能力の向上を図ります。

児童生徒の科学や自然に対する興味・関心を高め、理数系科目の学力の向上を図ります。豊かな自然や地域の文化に関する体験的な学習を通じたふるさと教育を推進します。

大学間の連携や産学が協働して人材育成について対話する場づくりなど、長野県の高等教育全体を振興します。

グローバル社会に対応し、地域や産業にイノベーションを創出していく人材を育成するため、長野県短期大学を改組し、新たな県立4年制大学を設置します。

豊かな心と健やかな身体の育成

家庭や地域との連携を図りつつ、社会奉仕活動や自然体験活動など様々な体験活動を活かした道徳教育を行います。

児童生徒への人権教育を推進するため、教職員の人権感覚を磨き、指導力の向上を図ります。

長野県版運動プログラム*の普及や指導者の養成などにより、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。

児童生徒が望ましい食習慣を身につけ、心身ともに健やかに成長できるよう、栄養教諭の指導などにより食育*を一層推進します。

安全・安心・信頼の学校づくり

地域住民が学習支援や部活動指導、教育環境整備などを行う学校支援活動を促進するため、学校、家庭、地域の連携体制の構築を図ります。

学校評価や公開授業の実施、学校評議員の設置などにより、保護者、地域住民から信頼される学校づくりを進めます。

多様化する教育課題に対応するため、経験・能力・教科等に応じた教員研修を体系的に実施し、教員の資質向上を図ります。

防災教育の推進により児童生徒の防災意識向上と安全確保を図ります。

県立学校の老朽化した校舎などの改修等により、教育環境の改善と安全性の確保を図ります。

生徒数の減少に対応した高等学校の規模と配置の適正化を推進します。

すべての子どもの学びを保障する支援

不登校やいじめなど悩みを抱える児童生徒や保護者を、学校・地域・関係機関が連携して支援するとともに、専門家などによる相談・支援を行います。

特別支援学校の児童生徒一人ひとりの障害や発達の状況に応じた教育体制を整備するとともに、卒業後の自立のため、職場実習先の拡大など生徒の就労活動を支援します。

発達障害に関する教員の理解を深め、発達障害のある児童生徒を支援する力の向上を図るとともに、発達支援を専門的に行う学びの場について検討を進めます。

日本語が不自由な外国籍児童生徒等に対して学習支援を行います。

私学教育の振興と保護者負担の軽減を図るため、私立学校の運営費等を支援します。

（参考）関連する個別計画

第2次長野県教育振興基本計画（策定中）、第1期長野県高等学校再編計画、長野県特別支援教育推進計画、長野県次世代サポートプラン（策定中）、長野県スポーツ推進計画（策定中）

【用語解説】

長野県版運動プログラム：子どもの運動習慣づくりを通して、体力・運動能力の向上を図るとともに、コミュニケーション能力等社会性の発達を促し、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送る基盤を培うことを目的に作成された幼児期から中学生期までの一貫した長野県独自の運動プログラム

食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

施策の展開 7-2 子育て先進県の実現

施策目標

安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するとともに、社会全体で子ども・若者の育ちを支える仕組みの構築をめざします。

現状と課題

長野県の平成 23 年（2011 年）の合計特殊出生率は 1.50 であり、全国平均(1.39)を上回っているものの、長期的には低下傾向が続き、昭和 49 年（1974 年）には約 34,000 人だった出生数が、平成 23 年（2011 年）には約 17,000 人となっています。

少子化を抑制し、地域を支える人を増やすため、出産や子育てに対する不安を解消していくことが重要です。

安心して子どもを生み育てるため、地域や社会全体で子育てを支える環境の整備が必要です。

違法・有害情報の青少年への悪影響が懸念されています。

ニートやひきこもりなどの問題が深刻化しています。

次代を担う子ども・若者の成長を社会全体で支える仕組みの構築が求められています。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成 29 年度)	備考
県の推計値を上回る出生数	-	600 人	結婚支援や子どもを持ちたいと希望する方に対する施策の実施による H29 年の出生数推計値 13,888 人(県企画課人口推計(H24.5 月))を上回る出生数 [合計特殊出生率が H12 年前後の水準に回復した場合(1.54)の出生数の増加数を目標として設定]
合計特殊出生率	1.50 (H23 年)	1.54 (H29 年)	15～49 歳までの女性の年齢ごとの出生率を合計した数値 [現在の婚姻率の維持等からの見込みをもとに設定]
周産期死亡率	3.6 人 (H22 年)	現状の水準を維持 (H29 年)	出産千人当たりの周産期における死亡者数(妊娠満 22 週以降の死産数と生後 1 週未満の早期新生児死亡数の合計) [現在の高水準の維持を目標として設定]
放課後子どもプラン(児童クラブ・子ども教室)登録児童数	27,307 人 (H23 年度)	30,000 人	放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を利用するため、事前に登録した小学生の数 [過去の利用動向を参考に設定]
病児・病後児保育を実施している市町村数	15 市町村 (H23 年度)	22 市町村	病気又は回復期にある子どもの保育を実施している市町村数 [今後の需要見込の調査をもとに設定]
里親等委託率	7.5% (H22 年度)	12.4%	養護を必要とする子どもが里親やファミリーホーム [*] に委託されている割合

			[直近3年間の伸びを継続させることとして設定]
--	--	--	-------------------------

施策の基本方向

結婚を希望する者の出会いの機会を拡大することなどにより、少子化傾向の改善を図ります。

安心して妊娠・出産できるよう産科・小児科医療の提供体制を整備します。

多様なニーズに対応できる保育サービスの提供など子育て支援の充実を図ります。

児童虐待問題への対応や里親の確保など児童福祉の充実を図ります。

青少年を取り巻く健全な社会環境づくりなどにより青少年の健全育成に取り組みます。

社会生活上の困難を有する子ども・若者とその家族を支援し、子ども・若者の社会的自立を促します。

施策の展開

少子化対策の推進

地域、企業等と連携した結婚を希望する者に対する出会いの機会の拡大への取組により婚姻件数の増加を図るなど少子化対策を推進します。

産科・小児科医療の提供体制の整備

夜間に生じた小児患者に対応するため、保護者向けの電話相談や小児初期救急医療体制を確保します。

周産期*医療機関の連携などにより、高度な周産期医療を迅速かつ適切に県民へ提供できる体制の整備を行います。

子育て支援体制の充実

市町村が行う延長保育や休日保育、病児・病後児保育等多様な保育サービスの提供への支援を行います。

放課後の子どもの安全な居場所づくりと子どもの健全な育成のため、放課後児童クラブの活動を支援します。

母性や乳幼児に対する保健指導等を実施し、その健康の保持・増進を図ります。

児童手当の支給や乳幼児等の医療費負担の軽減により、子育て世帯を経済的に支援します。

児童福祉の充実

複雑、深刻化する児童虐待に的確に対処するため、市町村と連携し、相談支援体制の整備や強化を図ります。

児童養護施設等での児童の自立支援等を促進するとともに、里親やファミリーホームの確保に努め家庭養護を推進します。

地域・家庭の教育力の向上

放課後や週末等の小学校を活用し、子どもたちが安全で健やかに過ごすことができる居場所を作り、地域住民の参画を得て、学習・体験・交流活動等を行う取組を支援します。)

家庭の教育力の向上のため、子どもをめぐる課題の解決に向けての研修や家庭支援に関する情報提供を行います。

子どもたちの発達や学びの連続性を確保するため、幼稚園・保育所と小学校の連携を進めるとともに、幼稚園教諭、保育士の資質向上を図ります。

青少年の健全育成

家庭、学校、地域住民、企業、団体、行政が一体となり、県民総ぐるみの青少年育成運動を推進します。

関係団体と連携し、地域での巡回活動や啓発活動を行うなど青少年の健全育成に向けてより良い環境づくりを推進します。

子どもの悩みに耳を傾ける相談体制を整備します。

困難を有する子ども・若者への支援

社会生活上の困難を有する子どもや若者の社会的自立への支援を行います。

(参考) 関連する個別計画

長野県保健医療計画(策定中)、ながの子ども・子育て応援計画、長野県次世代サポートプラン(策定中)、第2次長野県教育振興基本計画

【用語解説】

ファミリーホーム：保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を、相当の経験を有する者の住居において5～6人の単位で養育する形態

周産期：妊娠満22週から生後満7日未満の期間

施策の展開 7-3 生涯を通じた学びと文化・スポーツに親しむ環境づくり

施策目標

多くの県民が、文化芸術、スポーツ、学習活動に親しみ、自らを高めることができる環境づくりを進めます。

現状と課題

生涯にわたって学習活動に取り組み、充実した生活を送るとともに、様々な人々とかかわりながら、自らの学びの成果を地域に還元していくことが重要です。

県民が文化芸術に親しむとともに、文化芸術活動に参加し個性豊かな創造性を発揮できる環境が求められています。

県民の貴重な財産である文化財を保存・活用し、後世に継承していく必要があります。

県民が健康で明るく活力に満ちた生活を送るため、身近でいつでもスポーツに親しむことができる環境の整備が必要です。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成 29 年度)	備考
公民館での学級・講座参加者数	197,362 人 (H24 年度)	210,000 人	公民館での学級・講座の学習内容のうち「家庭教育・家庭生活」「市民意識・社会連絡意識」「指導者養成」の参加者数の割合 [過去の伸び率をもとに設定]
文化芸術活動に参加した人の割合	(調査予定)	(調査結果を踏まえ検討)	過去 1 年間に文化芸術活動に参加(鑑賞を含む。)した県民の割合 (今後県政モニター調査を実施)
県立文化施設の利用者数	6,801,636 人 (H19～23 年度累計)	6,801,000 人 (H25～29 年度累計)	3 文化会館、2 創造館、信濃美術館、歴史館の延べ利用者数 [現状の利用者数の維持を目標として設定]
国・県指定等文化財の件数	1,175 件 (H23 年度)	1,250 件	国又は県が指定・登録した文化財の年度末の件数 [過去 10 年間の伸び率を参考に設定]
運動・スポーツ実施率	(調査予定)	(調査結果を踏まえ検討)	週一日以上運動・スポーツをする成人の割合 (今後県政モニター調査を実施)
国民体育大会天皇杯順位	17 位 (H24 年)	15 位以内 (H29 年)	国民体育大会での本県獲得得点全国順位 [直近 10 年間の平均順位を上回る目標を設定]

施策の基本方向

県民の多様な学習環境づくりを進めることにより、生涯を通じて学び、学んだ成果が生きる生涯学習の振興を図ります。

優れた芸術や伝統文化に親しむ機会を提供するとともに、県民の文化芸術活動を促進することにより、文化芸術の振興を図ります。

地域の生涯スポーツ拠点づくりや競技者の発掘・育成・強化などによる競技スポーツの活性化によりスポーツの振興を図ります。

施策の展開

学びの成果が生きる生涯学習の振興

生涯学習推進センターにおいて、県民の多様な学習活動を支援するための地域での生涯学習活動の指導者の養成や生涯学習情報の提供を行います。

県立長野図書館において、市町村立図書館等と連携した図書館の相互貸借の実施などにより、利用者の利便性の向上を図ります。

自然とのふれあい体験や共同生活体験を通じ、青少年の豊かな感性や自立性・社会性を育みます。

子どもたちが食の大切さや自ら汗して働くことの重要性を学ぶため、市町村や農業団体等が行う農業体験学習活動を支援します。

文化芸術の振興

サイトウ・キネン・フェスティバル松本、県民文化会館とウィーン楽友会館との姉妹提携、県民芸術祭など、文化芸術の鑑賞機会と県民の創作活動の発表の場を提供します。県民が良好な環境で創作発表活動や鑑賞ができるよう、県立文化施設の適切な維持管理を行うとともに、信濃美術館の整備について検討を進めます。

文化財の後世への継承や文化財を活用した地域の活性化を図るため、国、県が指定した文化財等の保存修理や防災対策を支援します。

県立歴史館において、県民が歴史や身近な文化財に親しむ場を提供するとともに、考古資料、文献史料などの保存や活用を図ります。

スポーツの振興

スポーツ・レクリエーション活動の場の提供や総合型地域スポーツクラブ*の活動への支援等により、県民が気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

県営スポーツ施設の適切な維持・管理により、利用者の利便性向上を図るとともに、武道を振興するための施設のあり方を検討します。

ジュニア選手をはじめとする競技者の発掘・育成・強化、指導者の養成、練習環境の整備により競技力の向上を図るとともに、国民体育大会などへの選手の参加を支援します。県内プロスポーツチーム等との連携によりスポーツを核とした青少年の健全育成、健康増進、観光振興などの取組を推進します。

(参考) 関連する個別計画

第2次長野県教育振興基本計画(策定中)、第2次長野県子ども読書活動推進計画、長野県文化芸術振興指針、長野県スポーツ推進計画(策定中)

【用語解説】

総合型地域スポーツクラブ:「誰でも」「いつでも」「世代をこえて」「好きなレベルで」「いろいろなスポーツ」を楽しむことのできる、地域住民が主体的に運営する総合的なスポーツクラブのこと。